

# 事業所税の手引



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

## はじめに

市税の申告・納付をはじめ、市税全般につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

事業所税は、大都市地域等における人口、企業の集中に伴う都市機能の低下に対処し、都市環境の整備に充てる財源を確保するために、昭和 50 年に創設された目的税で、事業活動を行う者に対し、その事業活動の規模に応じて課されます。

本書は、事業所税が、事業を行っている方が自ら税額を計算して申告し、申告した税額を納めていただく申告納付の制度をとっていることから、申告の手引として作成いたしました。事業所税の課税のしくみや申告の方法等について記載してありますので、参考にいただければ幸いです。

なお、事業所税について御不明な点や詳しい内容については、かわさき市税事務所法人課税課諸税係へお問い合わせください。(54 ページ参照)

### 凡 例

この手引では、根拠法令名・参照条文等を次のとおり略号をもって示してあります。

#### 1 法令名

地方税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・法  
地方税法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・令  
地方税法の施行に関する取扱いについて  
（市町村税関係）・・・・・・・・取通（市）  
川崎市市税条例・・・・・・・・・・条  
川崎市市税条例施行規則・・・・・・・・条規  
行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律・・・・・・・・番号法

#### 2 条文の表示

条数は算用数字、項数は①、②、号数は－（ハイフン）で示しています。

（例）

地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 26 号・・・・法 701 の 34 ③－26  
地方税法附則第 33 条第 5 項・・・・・・・・法附則 33 ⑤

※ この手引は、令和 7 年 2 月 1 日現在の地方税法等に基づいて作成しています。

※ 法令等の改正により、令和 7 年 4 月 1 日以降取扱いが変更になる場合がありますので、御注意ください。

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| <b>I 事業所税の概要</b> . . . . .   | 1  |
| 1 事業所税のしくみ . . . . .         | 1  |
| 2 事業所税の使途 . . . . .          | 2  |
| 3 課税団体 . . . . .             | 2  |
| <b>II 事業所税の内容</b> . . . . .  | 3  |
| 1 課税対象 . . . . .             | 3  |
| 2 納税義務者 . . . . .            | 3  |
| 3 課税標準 . . . . .             | 4  |
| 4 税率及び税額計算 . . . . .         | 11 |
| 5 免 税 点 . . . . .            | 11 |
| 6 みなし共同事業 . . . . .          | 15 |
| 7 非 課 税 . . . . .            | 18 |
| 8 課税標準の特例 . . . . .          | 18 |
| 9 減 免 . . . . .              | 19 |
| <b>III 申告と納付</b> . . . . .   | 20 |
| 1 事業所税の申告 . . . . .          | 21 |
| 2 その他の申告 . . . . .           | 23 |
| 別表1 非課税対象一覧表 . . . . .       | 24 |
| 別表2 課税標準の特例対象一覧表 . . . . .   | 35 |
| 別表3 減免対象一覧表 . . . . .        | 38 |
| 記 載 例 (事業所税申告書) . . . . .    | 42 |
| 〃 (事業所等明細書) . . . . .        | 44 |
| 〃 (非課税明細書) . . . . .         | 46 |
| 〃 (課税標準の特例明細書) . . . . .     | 47 |
| 〃 (共用部分の計算書) . . . . .       | 48 |
| 〃 (事業所税減免申請書) . . . . .      | 49 |
| 〃 (事務所・事業所新設廃止申告書) . . . . . | 50 |
| 〃 (事業所用家屋の貸付申告書) . . . . .   | 51 |
| 〃 (みなし共同事業に係る明細書) . . . . .  | 52 |
| 事業所税の課税の概念図 . . . . .        | 53 |
| 事業所税の窓口案内 . . . . .          | 54 |

## I 事業所税の概要

### 1 事業所税のしくみ

事業所税は、その創設の趣旨から、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事業所等に対して、その事業活動の大きさの指標となる事業所の床面積や従業者に対し支払った給与総額を課税標準として、課税するしくみとなっています。

課税の対象となるのは事業所等で行われる事業であり、その事業を行う法人又は個人が納税義務者となります。

また、事業所税は、事業所等の床面積を対象とする「**資産割**」と従業者の給与総額を対象とする「**従業者割**」とに分かれています。

それぞれの課税のしくみは、次の表のとおりです。

| 区 分       | 事 業 所 税                                        |                                       |
|-----------|------------------------------------------------|---------------------------------------|
|           | 資 産 割                                          | 従 業 者 割                               |
| 課 税 客 体   | 事 業 所 等 で 行 わ れ る 事 業                          |                                       |
| 納 税 義 務 者 | 事業所等において事業を行う法人又は個人                            |                                       |
| 非 課 税     | 人 的 及 び 用 途 に よ る 非 課 税                        |                                       |
| 課 税 標 準   | 事業所床面積                                         | 従業者給与総額                               |
| 課税標準の特例   | 人 的 及 び 用 途 に よ る 特 例                          |                                       |
| 免 税 点     | 川崎市内の事業所床面積<br>(非課税床面積を除く。)が<br>1,000 ㎡以下      | 川崎市内の従業者数<br>(非課税適用者を除く。)が<br>100 人以下 |
| 税 率       | 事業所床面積 1 ㎡につき<br>600 円                         | 従業者給与総額の<br>100 分の 0.25               |
| 課税標準の算定期間 | (法 人) 事 業 年 度<br>(個 人) 1 月 1 日～12 月 31 日       |                                       |
| 申告納付期限    | (法 人) 各事業年度終了の日から 2 月以内<br>(個 人) 翌年 3 月 15 日まで |                                       |

### 2 事業所税の使途

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その使途は、次のような事業に限られています。

- ◎ 道路、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ◎ 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ◎ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ◎ 河川その他の水路の整備事業
- ◎ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ◎ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ◎ 公害防止に関する事業
- ◎ 防災に関する事業
- ◎ 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業

### 3 課税団体

事業所税の課税団体は、次の 77 団体です。（令和 7 年 2 月 1 日現在）

- (1) 東京都（特別区の区域）
- (2) 指定都市  
札幌、仙台、新潟、さいたま、千葉、川崎、横浜、相模原、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市
- (3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市  
武蔵野、三鷹、川口の各市
- (4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市  
守口、東大阪、尼崎、西宮、芦屋の各市
- (5) 人口 30 万人以上の市で政令で指定した市  
旭川、秋田、郡山、いわき、宇都宮、前橋、高崎、川越、所沢、越谷、市川、船橋、松戸、柏、八王子、町田、横須賀、藤沢、富山、金沢、長野、岐阜、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、四日市、大津、豊中、吹田、高槻、枚方、姫路、明石、奈良、和歌山、倉敷、福山、高松、松山、高知、久留米、長崎、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

## Ⅱ 事業所税の内容

### 1 課税対象

事業所税の課税対象は、市内の事業所等において、法人又は個人が行う事業です。  
(法 701 の 32①)

#### (1) 事業所等の範囲

事業所等とは、事務所又は事業所をいい、それが自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設置された人的及び物的設備であり、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場などのほか、これらに付属する倉庫なども事業所等の範囲に含まれます。

また、無人倉庫など人的設備のない施設であっても、他の管理する施設と一体となって事業所等を構成している場合には、事業所等に含まれます。

なお、事業所等の範囲については、次の点に留意してください。

- ・ 社宅、社員寮等、人の居住の用に供する施設は、事業所等には該当しません。
- ・ 設置期間が2～3月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等は、継続して事業を行う目的で設置されるものとは認められないため、事業所等の範囲から除かれます。ただし、店舗の建替えのために設けられた仮店舗等については、当該店舗の設置期間は短くても、事業の継続性は認められるため、事業所等に含まれます。
- ・ 建設業における現場事務所等、臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で、その設置期間が1年未満のものについては、事業所等の範囲から除かれます。

(法 701 の 31①－6、取通(市)第1章第1節6、取通(市)第9章3(3))

#### (2) 事業の範囲

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供等に係る全ての経済活動を行います。また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動等も含まれます。

### 2 納税義務者

納税義務者は、市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。  
(法 701 の 32①)

なお、納税義務者の認定に当たっては、次の点に留意してください。

#### (1) 人格のない社団等

法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものを人格のない社

団等といいます。この人格のない社団等は、法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。  
(法 701 の 32③)

### (2) 共同事業

共同事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することとなりますが、この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。

(法 10 の 2①、令 56 の 51①、令 56 の 75①)

### (3) 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付け部分については納税義務者となりません。  
(取通(市)第 9 章 3 (4)ア)

### (4) 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人である場合は、事実上事業を行う者が納税義務者となります。  
(法 701 の 33)

### (5) 清算中の法人

清算中の法人も、清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。

(取通(市)第 9 章 3 (4)ア)

## 3 課 税 標 準

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割の 2 種類により構成されており、その合算額により課税されます。

### (1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積です。  
(法 701 の 31①－2、法 701 の 40①)

なお、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合の課税標準は、月割計算により算定します。  
(法 701 の 40②)

※ 課税標準の算定期間とは、法人にあつては事業年度、個人にあつては課税期間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）をいいます。

(法 701 の 34⑥、法 701 の 31①－7、8)

① 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいい、その算定に当たっては、事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算します（床面積の1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。）。（法701の31①－4、令56の16）

この場合における事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。

（法701の31①－6）

※ 家屋とは、固定資産税における家屋（法341－3）をいいます。

したがって、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登記されるべき建物（登記の有無は問いません。）をいいます。

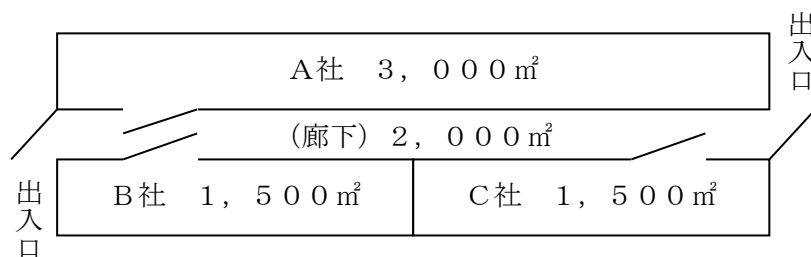
② 共用部分の取扱い

事業所用家屋に廊下、階段、エレベーター室、冷暖房設備の機械室、ビル塔屋など、他の者と共同で使用する部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合には、その共用部分の延べ面積を専ら事業所等の用に供する部分（以下「専用部分」といいます。）を基礎としてあん分し、各事業所に割り振った面積を専用部分の面積に加えたものが当該事業所床面積になります。（令56の16）

|                  |   |                |   |                  |   |                                                        |
|------------------|---|----------------|---|------------------|---|--------------------------------------------------------|
| 自己の事業<br>所 床 面 積 | = | 自己の専用<br>部分の面積 | + | 共用部分の<br>延 べ 面 積 | × | $\frac{\text{自己の専用部分の面積}}{\text{当該共用部分に係る専用部分の面積の合計}}$ |
|------------------|---|----------------|---|------------------|---|--------------------------------------------------------|

＜設 例＞

共用部分がある場合の事業所床面積の算出



図の場合、A社の事業所床面積は次のように算出します。

|                 |   |                                                                                                                                    |
|-----------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A社の事業所<br>床 面 積 | = | $3,000 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2 \times \frac{3,000 \text{ m}^2}{3,000 \text{ m}^2 + 1,500 \text{ m}^2 + 1,500 \text{ m}^2}$ |
|                 | = | 4,000 m²                                                                                                                           |



③ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合

法人を新規設立した場合又は解散した場合や、半年決算の法人である場合等、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該課税標準となるべき事業所床面積は次により算定します。(法701の40①)

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12}$$

※ 課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた時は、これを1月とします。(法701の40③)

※ 後述の課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等における月数計算とは異なりますので、御注意ください。

④ 事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等がある場合には、当該課税標準となるべき事業所床面積は次により算定します。なお、前記③の適用がある場合は、その適用後の事業所床面積をもとに計算します。(法701の40②)

ア 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等（ウの場合を除く）

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

イ 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等（ウの場合を除く）

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

ウ 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で、課税標準の算定期間の中途において廃止されたもの

$$\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

※ 新設の日は、当該事業の開業準備を始めた日になります。営業を開始した日ではありませんので、御注意ください。

⑤ 事業所等の拡張又は縮小があった場合

課税標準の算定期間の中途において、一単位の事業所等の中で、建物を新築又は増築した場合や、一部を取り壊した場合は、月割計算をすることなく、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積を課税標準とします。

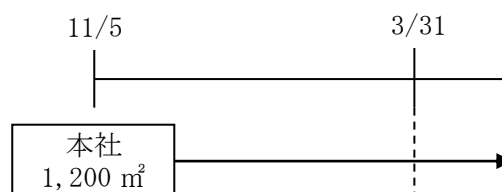
なお、**一単位の事業所等**とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいいます。同一の構内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、一単位の事業所等になります。また、近接した二以上の場所で経済活動が行われる場合でも、それが分館的なものであるときは一単位の事業所等として取り扱いいます。

※ 一単位の事業所等に該当しない事業所等の新設又は廃止の場合は、前項④の規定により取り扱ってください。

《設 例》

以下の事例において、いずれも法人の事業年度は4月1日から3月31日までとします。

(1) 法人を設立し、最初の事業年度の期間が1年間に満たない場合



この場合、課税標準の算定期間は11月5日から3月31日までとなり、1年間に満たないため、6ページの③の規定により、次のとおり計算します。

|                   |
|-------------------|
| 課税標準となる<br>事業所床面積 |
|-------------------|

$$1,200 \text{ m}^2 \times \frac{5(11 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月})}{12} = \underline{500 \text{ m}^2}$$

(2) 他市に本社のある法人が、市内に支社を新設した場合

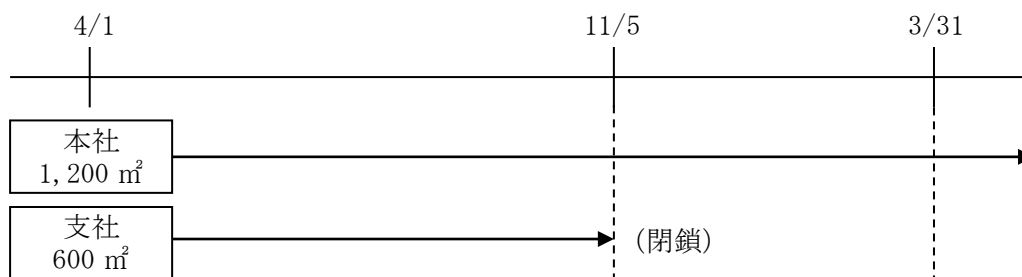


この場合、課税標準の算定期間の中途に事業所等を新設しているため、6ページの④のアの規定により、次のとおり計算します。

|                   |
|-------------------|
| 課税標準となる<br>事業所床面積 |
|-------------------|

$$1,200 \text{ m}^2 \times \frac{4(12 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月})}{12} = \underline{400 \text{ m}^2}$$

- (3) 市内に本社及び支社のある法人が、事業年度の途中に支社を閉鎖した場合

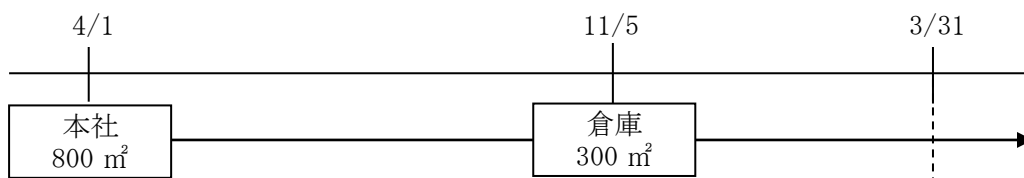


この場合、課税標準の算定期間の中に事業所等を閉鎖しているため、6ページの④のイの規定により、次のとおり計算します。

課税標準となる  
事業所床面積

$$1,200 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 \times \frac{8(4 \text{ 月} \sim 11 \text{ 月})}{12} = \underline{1,600 \text{ m}^2}$$

- (4) 市内に本社のある法人が、同一敷地内に倉庫を増築した場合

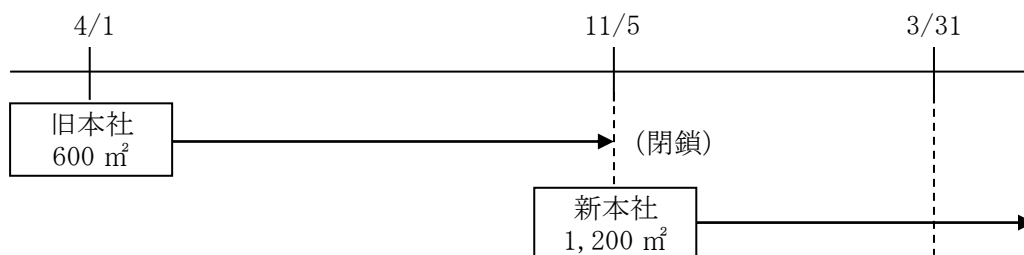


この場合、一単位の事業所等における事業所床面積の変動となるので、7ページの⑤の規定により、月割計算は行いません。

課税標準となる  
事業所床面積

$$800 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 = \underline{1,100 \text{ m}^2}$$

- (5) 市内に本社のある法人が、市内で本社を移転した場合



この場合、旧本社は6ページの④のイの規定により、新本社は同じく④のアの規定により、次のとおり計算します。

課税標準となる  
事業所床面積

$$600 \text{ m}^2 \times \frac{8(4 \text{ 月} \sim 11 \text{ 月})}{12} + 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{4(12 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月})}{12} = \underline{800 \text{ m}^2}$$

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に、市内の事業所等において従業者に支払われた従業者給与総額です。 (法 701 の 31①－ 3、法 701 の 40①)

従業者には、一般の従業者のほか役員（顧問を含みます。）、臨時従業者、出向者等も含まれます。

① 従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額をいいます。

(法 701 の 31①－ 5、取通(市)第 9 章 3 (6)イ)

② 従業者給与総額の範囲

ア 従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額には、俸給、給与、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当、現物給与等が含まれます。

イ 従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職金、年金、恩給等は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

ウ 従業者給与総額の算定の特例

(ア) 年齢 65 歳以上の者及び障害者

役員以外の年齢 65 歳以上の者及び役員以外の障害者については、従業者から除かれます。したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。

(法 701 の 31①－ 5)

(イ) 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。

なお、雇用改善助成対象者とは、年齢が 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者、作業環境に適応させるための訓練を受けた者をいいます。

(法 701 の 31①－ 5)

(ウ) 年齢 65 歳以上の者等の判定

課税標準の算定期間の中途において障害者、年齢 65 歳以上又は雇用改善助成対象者になった者がいる場合、その給与等を従業者給与総額から控除されるべきものに該当するかどうかの判定は、従業者給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日においてそれぞれ判定するものとし、当該期間以降の給与等の額を控除して課税標準を算出します。（法 701 の 31②）

- ※ 平成 17 年度税制改正により、従前 60 歳以上と定められていた非課税の範囲が 65 歳以上に変更されました。あわせて、60 歳未満とされていた雇用改善助成対象者に対する課税標準の特例措置も、65 歳未満に引き上げられました。

《設 例》

毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 20 日の場合



この場合、8 月 20 日支給の給与（7 月分）は非課税対象外ですが、9 月 20 日支給の給与（8 月分）は非課税対象となります。

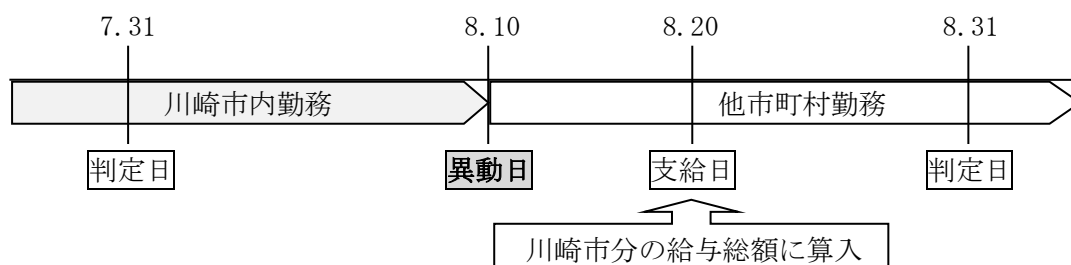
● 課税標準の算定期間の中で他市町村に異動した者の給与等の取扱いについて

課税標準の算定期間の中途において他市町村に異動した者等の給与等は、その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に算入します。

《設 例》

毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の 20 日である法人の従業者が 8 月 10 日に市外へ異動（転勤）した場合は、支給日時点では川崎市内で勤務していませんが、その月（7 月）に係る給与等は計算期間の末日（7 月 31 日）時点で勤務していた川崎市内に所在する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

なお、賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に含めます。



## 4 税率及び税額計算

事業所税額の計算は、次のとおり行います。

### (1) 税率

- ① 資産割……………事業所床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円
- ② 従業者割……………従業者給与総額の 100 分の 0.25

(法 701 の 42)

### (2) 税額計算

#### ① 資産割額

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の月数} \\ \hline \end{array}}{12} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 600 \text{ 円} = \text{資産割額}$$

#### ② 従業者割額

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除従業者給与総額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array}}{\frac{0.25}{100}} = \text{従業者割額}$$

#### ③ 事業所税額

$$\boxed{\text{①資産割額}} + \boxed{\text{②従業者割額}} = \boxed{\text{事業所税額}}$$

## 5 免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割とでそれぞれ別個に行います。したがって、資産割又は従業者割のいずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税されます。

### (1) 免税点の判定

#### ① 資産割

課税標準の算定期間の末日の現況において、市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が **1,000 m<sup>2</sup>以下**の場合、資産割は課税されません。なお、判定の際には、次の点に留意してください。(法 701 の 43①、③)

ア 非課税対象となる事業所床面積は、免税点の判定上事業所床面積の合計に含めません。

ただし、課税標準の特例の適用を受ける事業所床面積及び減免の対象となる事業所床面積は含まれます。

イ 課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に関する事業所床面積は、免税点の判定上事業所床面積の合計に含めませんが、市内の他の事業所等の床面積の合計が免税点を超えている場合には、課税標準となる事業所床面積には含まれます。

ウ 7 ページ、8 ページの設例のように、課税標準となる事業所床面積が月割計算により 1,000 m<sup>2</sup>以下となった場合でも、免税点の判定上は月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

## ② 従業者割

課税標準の算定期間の末日の現況において、市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が **100 人以下**の場合、従業者割は課税されません。なお、判定の際には、次の点に留意してください。(法 701 の 43①、③)

ア 役員以外の従業者で年齢 65 歳以上の者、障害者及び非課税の適用を受ける事業所等に係る従業者は、免税点の判定上従業者数に含めません。

ただし、雇用改善助成対象者、課税標準の特例の適用を受ける事業所等に係る従業者及び減免の対象となる事業所等に係る従業者は含まれます。

イ 課税標準の算定期間の中途において退職した従業者は、免税点の判定上従業者数に含めませんが、その者に支払った給与等は、課税標準となる従業者給与総額には含まれます。

- ※ 免税点以下で課税対象とならない場合でも、市内の合計事業所床面積が **800 m<sup>2</sup>**を超える場合又は従業者数の合計が **80 人**を超える場合には申告書を提出する必要があります。(法 701 の 46、47、条 93 の 12、条規 13)
- ※ 免税点は基礎控除とは異なりますので、免税点を超えて事業所税が課される場合には、免税点を超えた部分のみならず、その全体が課税対象となります。

## 《設 例》

非課税対象がある場合の免税点判定

|                 |   |      |                      |            |                      |
|-----------------|---|------|----------------------|------------|----------------------|
| 本 社 . . . . .   | { | 建物面積 | 1,000 m <sup>2</sup> | (うち非課税部分   | 300 m <sup>2</sup> ) |
|                 |   | 従業員数 | 80 人                 | (うち 65 歳以上 | 15 人)                |
| 営 業 所 . . . . . | { | 建物面積 | 600 m <sup>2</sup>   |            |                      |
|                 |   | 従業員数 | 30 人                 |            |                      |

この場合、免税点判定は次のように行います。

|      |                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資産割  | ( 1,000 m <sup>2</sup> - 300 m <sup>2</sup> ) + 600 m <sup>2</sup> = 1,300 m <sup>2</sup> ( > 1,000 m <sup>2</sup> ) |
| 従業者割 | ( 80 人 - 15 人 ) + 30 人 = 95 人 ( ≤ 100 人 )                                                                            |

資産割については免税点を超えていますが、従業者割は超えていないため、資産割のみ課税となります。

(2) 特殊な場合の免税点の判定

① 従業者数に著しい変動がある場合

従業者割の免税点の判定において、課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。 (法 701 の 43④)

なお、著しい変動がある場合とは、各月の末日現在における従業者数のうち、最大である月の従業者数が、最小である月の従業者数に 2 を乗じて得た数を超える場合をいいます。 (令 56 の 73)

課税標準の算定期間の  
末日における従業者数

=

課税標準の算定期間に属する各月の  
末日現在における従業者数の合計

課税標準の算定期間の月数

② 特殊な勤務形態の従業者

特殊な勤務形態にある従業者の免税点の判定は、事業者との雇用関係を考慮の上、実態に応じて次により取り扱ってください。

ア パートタイマー

パートタイマーとは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間（通常の勤務時間の 4 分の 3 未満の者）の勤務をすることとして雇用されている者であり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。

これらの者は、免税点の判定上従業者数に含めませんが、これらの者に支払った給与等は、課税標準となる従業者給与総額には含まれます。

イ 出向社員

出向とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

これらは、免税点の判定上給与を支払った企業の従業者数に含めますが、出向元・出向先双方が給与を支払っている場合は、主たる給与を支払っている企業の従業者数に含めます。

ウ 課税区域外への出張社員、派遣社員

外国又は課税区域外(川崎市外)に長期間出張し、又は派遣されている社員は、従業者数に含めません。

なお、短期間の出張等については、たとえ課税標準の算定期間の末日において出張中の場合でも、従業者数に含めます。

※ 長期間とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。



## Ⅱ 事業所税の内容＜免税点＞

### エ 労働者派遣法に基づく派遣労働者

労働者派遣法に基づき労働者派遣事業を行う者が派遣した派遣労働者は、免税点の判定上給与を支払っている派遣元企業の従業者数に含めます。

なお、課税標準の算定期間の末日において課税区域外(川崎市外)へ派遣されている場合には、免税点の判定上従業者数に含めず、その期間中に支払われた給与等も課税標準となる従業者給与総額に含めません。

その他、従業者割については、次表も参考にしてください。

| 従業者                     |                            | 免税点の判定                        | 課税標準                     |
|-------------------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 65歳以上の者及び障害者<br>(役員を除く) |                            | 従業者数に含めない                     | 従業者給与総額に含めない             |
| 役員                      | 役員(65歳以上の者及び障害者を含む)        | 従業者数に含める                      | 従業者給与総額に含める              |
|                         | 数社の役員を兼務する役員               | それぞれの会社の従業者数に含める              | それぞれの会社の従業者給与総額に含める      |
|                         | 非常勤の役員                     | 従業者数に含める                      | 従業者給与総額に含める              |
|                         | 無給の役員                      | 従業者数に含めない                     |                          |
| 雇用改善助成対象者               |                            | 従業者数に含める                      | 給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する |
| パートタイマー                 |                            | 従業者数に含めない                     | 従業者給与総額に含める              |
| 日々雇用等の臨時の従業員            |                            | 従業者数に含める                      | 従業者給与総額に含める              |
| 出向社員                    | 出向元が給与を支払う                 | 出向元の従業者数に含める                  | 出向元の従業者給与総額に含める          |
|                         | 出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う | 出向先の従業者数に含める                  | 出向先の従業者給与総額に含める          |
|                         | 出向元と出向先が一部負担               | 主たる給与等を支払う会社の従業者数に含める         | それぞれの会社の従業者給与総額に含める      |
| 外国又は課税区域外への長期派遣又は長期出張   |                            | 従業者数に含めない                     | 従業者給与総額に含めない             |
| 労働者派遣法に基づく派遣労働者         |                            | 派遣元の従業者数に含める                  | 派遣元の従業者給与総額に含める          |
| 休職中の従業員                 |                            | 給与等が支払われている場合は、従業者数に含める       | 従業者給与総額に含める              |
| 中途退職者                   |                            | 従業者数に含めない                     | 退職時までの給与等は従業者給与総額に含める    |
| 保険の外交員                  |                            | 所得税法上の給与等が支払われている場合は、従業者数に含める | 所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める    |
| 常時船舶の乗組員                |                            | 従業者数に含めない                     | 従業者給与総額に含めない             |

## 6 みなし共同事業

同一家屋内において、親族その他特殊な関係にある個人又は同族会社（以下「特殊関係者」といいます。）が事業を行っている場合には、その事業は共同事業とみなされ、連帯納税義務を負います。なお、免税点についても合算して判定することになりますので、自己の事業所等だけでは免税点を超えない場合であっても、特殊関係者を有する場合には免税点を超えることがありますので、御注意ください。

### (1) みなし共同事業の考え方

事業所税では、事業を分割して別法人で行う場合のように、事業の経営形態が異なることによって税負担に不均衡が生じることを防止する観点から、特殊関係者を有している者が、その特殊関係者と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者が行っている事業は特殊関係者を有している者との共同事業とみなされ、連帯して納税義務を負うこととなります。

（法 701 の 32②、令 56 の 21②、取通(市) 9 章 3 (4)ウ）

### (2) 課税標準及び免税点の取扱い

特殊関係者の行っている事業が共同事業とみなされた場合、課税標準については、通常どおり特殊関係者を有している者が行っている事業分のみで算定することとなりますが、免税点については、特殊関係者を有している者が行っている事業に特殊関係者の行っている事業の中で共同事業とみなされた事業を合算して判定することとなります。

（令 56 の 51②、56 の 75②）

### (3) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

（令 56 の 21①、⑤、令 5 ①）

- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③ ①及び②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ ①及び②に掲げる者以外で判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者と①から③の一に該当する関係がある個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合で、同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④の一に該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は

社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

※ 同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定するものをいいます。

**法人税法第2条第10号（抜粋）**

会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

《設 例》

(1) 15 ページの⑥に該当する場合

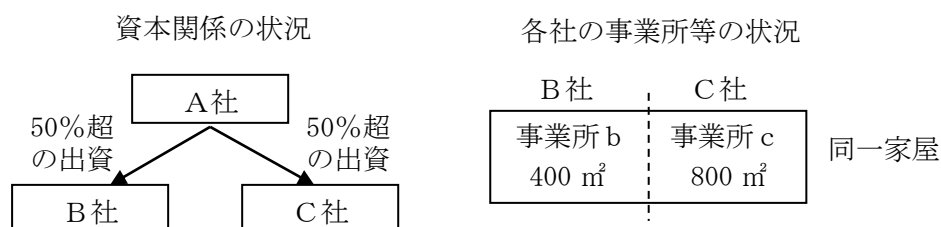


この場合、A社が特殊関係者を有する者、B社は特殊関係者となります。よって、免税点、課税標準については次のとおりです。

|     | 免税点判定                              | 課税標準                   |
|-----|------------------------------------|------------------------|
| A 社 | $a + b = 1,200 \text{ m}^2$ （免税点超） | 400 m <sup>2</sup> （a） |
| B 社 | 800 m <sup>2</sup> （免税点以下）         | 免税点以下のため課税なし           |

※ 従業者割については、免税点判定は従業者数で、課税標準は従業者給与総額で算定します。（(2) ～ (4) についても同様です。）

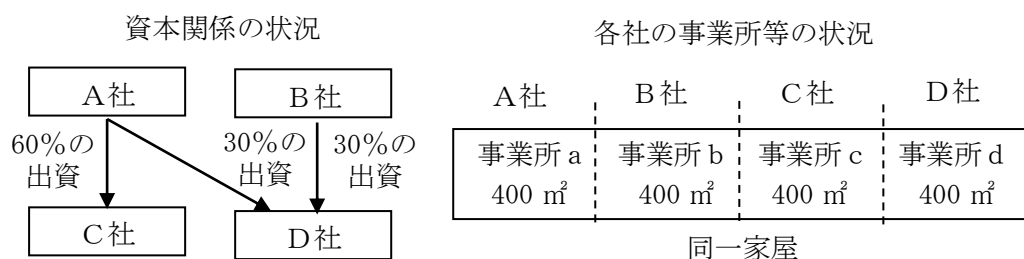
(2) 15 ページの⑦に該当する場合



この場合、B社とC社は相互に特殊関係者であり、特殊関係者を有する者となります。よって、免税点、課税標準については次のとおりです。

|     | 免税点判定                              | 課税標準                   |
|-----|------------------------------------|------------------------|
| B 社 | $b + c = 1,200 \text{ m}^2$ （免税点超） | 400 m <sup>2</sup> （b） |
| C 社 | $c + b = 1,200 \text{ m}^2$ （免税点超） | 800 m <sup>2</sup> （c） |

(3) 複合した条件下にある場合①



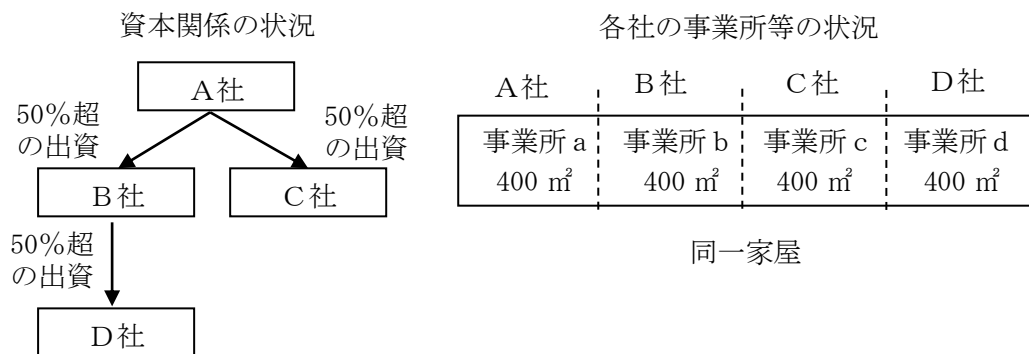
この場合、A社を判定対象者とした場合はC社とD社が、B社を判定対象者とした場合はD社が、それぞれ15ページの⑥の条件を満たし、特殊関係者となります。

また、D社を判定対象者とした場合はC社が、15ページの⑦の条件を満たし、特殊関係者となります。なお、C社を判定対象者とした場合は、D社はA社のみを判定の基礎として同族会社に該当するものではないため、15ページの⑦の条件を満たさないことになります。

以上、まとめると次のとおりとなります。

|    | 特殊関係者 | 免税点判定                                  | 課税標準                   |
|----|-------|----------------------------------------|------------------------|
| A社 | C社、D社 | $a + c + d = 1,200 \text{ m}^2$ (免税点超) | 400 m <sup>2</sup> (a) |
| B社 | D社    | $b + d = 800 \text{ m}^2$ (免税点以下)      | 免税点以下のため課税なし           |
| C社 | なし    | 400 m <sup>2</sup> (免税点以下)             | 免税点以下のため課税なし           |
| D社 | C社    | $d + c = 800 \text{ m}^2$ (免税点以下)      | 免税点以下のため課税なし           |

(4) 複合した条件下にある場合②



この場合、A社を判定対象者とした場合はB社とC社が、B社を判定対象者とした場合はD社が、それぞれ15ページの⑥の条件を満たし、特殊関係者となります。

また、B社とC社は、16ページの設例(2)と同様、相互に特殊関係者となります。

その他、C社を判定対象者とした場合、B社が15ページの⑦のかっこ書き部分の条件を満たすため、B社を判定の基礎として同族会社に該当するD社も特殊関係者となります。

以上、まとめると次のとおりとなります。

|    | 特殊関係者 | 免税点判定                                  | 課税標準                   |
|----|-------|----------------------------------------|------------------------|
| A社 | B社、C社 | $a + b + c = 1,200 \text{ m}^2$ (免税点超) | 400 m <sup>2</sup> (a) |
| B社 | C社、D社 | $b + c + d = 1,200 \text{ m}^2$ (免税点超) | 400 m <sup>2</sup> (b) |
| C社 | B社、D社 | $c + b + d = 1,200 \text{ m}^2$ (免税点超) | 400 m <sup>2</sup> (c) |
| D社 | なし    | 400 m <sup>2</sup> (免税点以下)             | 免税点以下のため課税なし           |

## 7 非 課 税

### (1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人的な特性に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあります。その主な範囲については、**別表 1**（24 ページ）を御覧ください。

なお、用途非課税については、直接非課税の用に供される施設のみが非課税対象となります。

### (2) 非課税の適用

#### ① 非課税の判定

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（法 701 の 34⑥）

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の非課税判定は、その廃止の直前の現況により行います。（取通(市)第 9 章 3 (5)㍉）

#### ② 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う事業所等の事業所床面積又は従業員給与総額のうち、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。

（令 56 の 23）

#### ③ 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業員に関する課税標準となるべき従業員給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。（令 56 の 49）

## 8 課税標準の特例

### (1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。その主な範囲については、**別表 2**（35 ページ）を御覧ください。それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

### (2) 課税標準の特例の適用

#### ① 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（法 701 の 41③）

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の課税標準の特例の判定は、その廃止の直前の現況により行います。 (取通(市)第9章3(7)イ)

- ② 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合  
課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に関する従業者給与総額の算定は、非課税と同様の方法で行います。 (令56の67)
- ③ 課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合  
課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。 (令56の71、令附則16の2の10)

| 適用順位 | 適用条項         |
|------|--------------|
| 1    | 法第701条の41第1項 |
| 2    | 法第701条の41第2項 |
| 3    | 法附則第33条      |

- ※ 適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、順次、次の規定が適用されます。
- ※ 法第701条の41第1項の表各号の重複適用は行いません。

## 9 減 免

### (1) 減免の範囲

川崎市においては、別表3(38ページ)に掲げる施設等において行う事業に対して課する資産割及び従業者割については、その定められた額又は割合を乗じて得た額についての減免を受けることができます。 (条93の17、条規14)

### (2) 減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」に減免を受けようとする事由を証する書類を添付して提出してください。 (条93の17②)

### (3) 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免の判定は、その廃止の直前の現況により行います。

### Ⅲ 申告と納付

事業所税は、申告納付の制度がとられており、次の表のとおり区分されています。

| 区 分     | 事 業 所 税                                                                                            |                                                                                                       |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 申 告 納 付                                                                                            | 免 税 点 以 下 の 申 告                                                                                       |
| 申告義務者   | 事 業 を 行 う 者                                                                                        |                                                                                                       |
| 要 件     | 事業所等の合計床面積(非課税床面積を除く。)が <b>1,000 m<sup>2</sup></b> を超える場合又は合計従業者数(非課税適用者を除く。)が <b>100 人</b> を超える場合 | 前課税標準の算定期間において納税義務を有していた場合又は事業所等の合計床面積が <b>800 m<sup>2</sup></b> を超える場合若しくは合計従業者数が <b>80 人</b> を超える場合 |
| 申 告 期 限 | (法 人) 各事業年度終了の日から 2 月以内<br>(個 人) 翌年 3 月 15 日まで                                                     |                                                                                                       |
| 申 告 先   | 川崎市長                                                                                               |                                                                                                       |
| 記 載 例   | 42 ページ ～ 49 ページ                                                                                    |                                                                                                       |

| 区 分     | 事業所等の新設・廃止申告       | 事業所用家屋の貸付申告             |
|---------|--------------------|-------------------------|
| 申告義務者   | 事 業 を 行 う 者        | 事業所用家屋を貸し付けている者         |
| 要 件     | 事業所等を新設又は廃止した場合    | 事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている場合 |
| 申 告 期 限 | 新設又は廃止した日から 30 日以内 | 貸付けを行った月又は異動が生じた月の翌月末日  |
| 申 告 先   | 川崎市長               |                         |
| 記 載 例   | 50 ページ ～ 51 ページ    |                         |

## 1 事業所税の申告

### (1) 申告義務者

申告義務者は、川崎市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次の①又は②に該当する方です。 (法 701 の 46・47、条 93 の 12、条規 13)

#### ① 納付すべき事業所税額がある方（申告納付）

課税標準の算定期間の末日現在において、非課税に該当するものを除き、川崎市内に所在する事業所等の合計事業所床面積が **1,000 m<sup>2</sup>** を超える場合又は合計従業者数が **100 人** を超える場合は、申告とともにその税額を納付してください。

#### ② 納付すべき事業所税額がない方（免税点以下の申告）

①に該当せず、納付すべき事業所税額がない方のうち、次のいずれかに該当する場合は、申告のみが必要となります。

ア 前課税標準の算定期間において、事業所税の税額があった場合

イ 課税標準の算定期間の末日現在において、川崎市内に所在する事業所等の合計事業所床面積が **800 m<sup>2</sup>**（非課税を含みます。）を超える場合

ウ 課税標準の算定期間の末日現在において、川崎市内に所在する事業所等の合計従業者数が **80 人**（非課税を含みます。）を超える場合

### (2) 申告納付期限

法人にあつては各事業年度終了の日から 2 月以内、個人にあつては翌年 3 月 15 日までに申告納付してください。

ただし、個人が年の中で事業を廃止した場合は当該廃止の日から 1 月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は 4 月以内です。 (法 701 の 46、47)

※ 申告納付期限が、土曜日、日曜日、祝日又は 12 月 29 日から 1 月 3 日に該当するときは、これらの日の翌日とその期限となります。 (法 20 の 5 ②)

※ 法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められている場合であっても、事業所税の申告納付期限は延長されませんので御注意ください。

### (3) 申告書の提出先及び納付場所

#### ① 申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係に提出してください。

#### ② 納付場所

所定の納付書に住所・所在地、氏名・名称及び税額等を記載の上、川崎市の指定金融機関等（納付書の裏面に記載されています。）で納付してください。



#### (4) 提出する申告書等

申告に当たっては、次の申告書等を提出してください。

- ① **事業所税申告書**（第 44 号様式）記載例：42～43 ページ
- ② **事業所等明細書**（第 44 号様式別表 1）記載例：44～45 ページ
- ③ **非課税明細書**（第 44 号様式別表 2）記載例：46 ページ  
非課税の適用がある場合のみ提出してください。
- ④ **課税標準の特例明細書**（第 44 号様式別表 3）記載例：47 ページ  
課税標準の特例の適用がある場合のみ提出してください。
- ⑤ **共用部分の計算書**（第 44 号様式別表 4）記載例：48 ページ  
貸ビル等で共用部分（廊下、階段等）がある場合のみ提出してください。
- ⑥ **みなし共同事業に係る明細書**記載例：52 ページ  
地方税法第 701 条の 32 第 2 項の規定により共同事業とみなされる事業を行う場合にのみ提出してください。

#### ⑦ 添付書類

各階平面図（非課税、課税標準の特例に該当する施設がある場合には、その該当施設を色分けしてください。）及び非課税、課税標準の特例に該当することを証する書類を①の申告書に添付してください。なお、5 年以内に提出されたものについて変更がない場合には、添付の必要はありません。

#### (5) 減免の申請

減免を受けようとする場合には、事業所税の申告納付期限までに、次の申請書等を提出してください。

- ① **事業所税減免申請書**記載例：49 ページ
- ② **添付書類**  
減免事由に該当することを証する書類を①の申請書に添付してください。なお、5 年以内に提出されたものについて変更がない場合には、添付の必要はありません（①の書類は毎年必要になります。）。

#### (6) 決定・期限後申告

申告期限までに申告がない場合には、市が自ら調査した結果によって、税額を決定することがあります。ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。（法 701 の 49①、58②、④）

(7) 修正申告・更正の請求

申告税額等に不足額のある場合には、遅滞なく修正申告をするとともに不足額を納付してください。また、申告納付税額が過大であった場合には、申告納付期限から5年以内（平成23年12月1日以前に申告納付期限が到来するものは1年以内）に限り更正の請求をすることができます。（法701の49②、法20の9の3）

(8) 延滞金

納期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間などについては、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。（法701の60）

※ 令和3年1月1日以後の期間における延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合に、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には、年7.3%）となります。

(9) 加算金

申告書の提出期限までに申告のない場合には不申告加算金（原則として税額の15%）が、申告もれのある場合には過少申告加算金（原則として税額の10%）が課されます。ただし、納税義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合には、重加算金（原則として税額の35%又は40%）が課されます。また、過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課された場合等については、その割合が10%加算されます。（法701の61、62）

## 2 その他の申告

(1) 事務所・事業所 <sup>新設</sup> <sub>廃止</sub> 申告書

記載例：50 ページ

申告義務者は、川崎市内において事業所等を新設又は廃止した方です。事業所等を新設又は廃止した日から30日以内に申告してください。

申告書は、かわさき市税事務所法人課税課諸税係に提出してください。

(2) 事業所用家屋の貸付申告書

記載例：51 ページ

申告義務者は、事業所用家屋を所有している方等で、当該事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている方です。新たに事業所用家屋を貸し付けた場合又は申告した事項に異動が生じた場合、その貸付けを行った日又は異動の生じた日の属する月の翌月末日までに申告してください。

申告書は、かわさき市税事務所法人課税課諸税係に提出してください。

## 別表 1 非課税対象一覧表

適用の有無の欄の『資』は資産割、『従』は従業者割に係る事業所税のことを示し、○は適用があることを表します。

| 整理<br>番号 | 対 象       | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                                                           | 適用の有無 |   | 根拠法令                  |
|----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|-----------------------|
|          |           |                                                                                                                         | 資     | 従 |                       |
| 1        | 国及び公共法人   | 国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人                                                                                            | ○     | ○ | 法 701 の 34<br>①       |
| 2        | 公益法人等     | 法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業                                                                                    | ○     | ○ | 〃<br>②                |
| 3        | 教育文化施設    | 博物館、図書館、幼稚園                                                                                                             | ○     | ○ | 〃<br>③－ 3             |
| 4        | 公衆浴場      | 県知事が入浴料金を定める公衆浴場                                                                                                        | ○     | ○ | 〃<br>③－ 4             |
| 5        | と畜場       | と畜場法に規定すると畜場                                                                                                            | ○     | ○ | 〃<br>③－ 5             |
| 6        | 死亡獣畜取扱場   | 化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場                                                                                                  | ○     | ○ | 〃<br>③－ 6             |
| 7        | 水道施設      | 水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設                                                                                               | ○     | ○ | 〃<br>③－ 7             |
| 8        | 一般廃棄物処理施設 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可若しくは認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設                                                  | ○     | ○ | 〃<br>③－ 8             |
| 9        | 病院・診療所等   | 医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設（医療法人が開設するものに限る。）及び同法に規定する介護医療院（医療法人が開設するものに限る。）並びに看護師等医療関係者の養成所                      | ○     | ○ | 〃<br>③－ 9             |
| 10       | 社会福祉施設等   | 保護施設、小規模保育事業用施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、認定こども園、その他社会福祉法に規定する社会福祉施設、介護保険法に規定する包括的支援施設、家庭的保育事業用施設、居宅訪問型保育事業用施設、事業所内保育事業用施設等 | ○     | ○ | 〃<br>③－ 10～<br>10 の 9 |

別表 1 非課税対象一覧表

| 整理<br>番号 | 対 象                                 | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                                                                                                                                   | 適用の有無 |   | 根拠法令               |
|----------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|--------------------|
|          |                                     |                                                                                                                                                                                                 | 資     | 従 |                    |
| 11       | 農林漁業生産施設                            | 農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設                                                                                                                                                                     | ○     | ○ | 法 701 の 34<br>③-11 |
| 12       | 農業協同組合等<br>共同利用施設                   | 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等<br>が農林水産業者の共同利用に供する施設                                                                                                                                                      | ○     | ○ | 〃<br>③-12          |
| 13       | 卸売市場等                               | 卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場<br>所                                                                                                                                                                       | ○     | ○ | 〃<br>③-14          |
| 14       | 電気事業用施設                             | 電気事業法に規定する一般送配電事業、送電<br>事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事<br>業の用に供する施設                                                                                                                                       | ○     | ○ | 〃<br>③-16          |
| 15       | ガス事業用施設                             | ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又<br>はガス製造事業の用に供する施設                                                                                                                                                          | ○     | ○ | 〃<br>③-17          |
| 16       | 中小企業集積活<br>性化事業用施設                  | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法によ<br>り、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤<br>整備機構から資金の貸付けを受けて設置す<br>る施設                                                                                                                       | ○     | ○ | 〃<br>③-18          |
| 17       | 中小企業特定国<br>際戦略・特定地<br>域活性化事業用<br>施設 | 総合特別区域法に規定する事業を行う中小<br>企業者が市町村から資金の貸付けを受けて<br>設置する施設で一定のもの                                                                                                                                      | ○     | ○ | 〃<br>③-19          |
| 18       | 鉄道事業用施設                             | 鉄道事業者又は軌道経営者とその本来の事<br>業の用に供する施設のうち事務所、発電施設<br>以外のもの                                                                                                                                            | ○     | ○ | 〃<br>③-20          |
| 19       | 自動車運送事業<br>用施設                      | 一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて<br>定期に運行する自動車により乗合旅客を運<br>送するものに限る。)、一般貨物自動車運送事<br>業又は貨物利用運送事業のうち鉄道運送事<br>業者の行う貨物の運送若しくは第二種貨物<br>利用運送事業のうち航空運送事業者の行う<br>貨物の運送に係るものを経営する者がその<br>本来の事業の用に供する施設で、事務所以外<br>の施設 | ○     | ○ | 〃<br>③-21          |
| 20       | 自動車ターミナ<br>ル用施設                     | 自動車ターミナル法に規定するバスターミ<br>ナル又はトラックターミナル用施設で、事務<br>所以外の施設                                                                                                                                           | ○     | ○ | 〃<br>③-22          |

別表 1 非課税対象一覧表

| 整理<br>番号 | 対 象           | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                                      | 適用の有無 |   | 根拠法令               |
|----------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|--------------------|
|          |               |                                                                                                    | 資     | 従 |                    |
| 21       | 国際路線航空事業用施設   | 国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの                                                        | ○     | ○ | 法 701 の 34<br>③－23 |
| 22       | 電気通信事業用施設     | 電気通信事業法に規定する電気通信事業（無線通話装置等を用いた事業を除く。）を営む事業者のうち、総務大臣が指定した事業者の事務所、研究施設、研修施設以外の施設                     | ○     | ○ | 〃<br>③－24          |
| 23       | 一般信書便事業用施設    | 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの                                           | ○     | ○ | 〃<br>③－25          |
| 24       | 郵政事業用施設       | 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に規定する業務（附帯する業務を含む。）の用に供する施設のうち一定のもの                                              | ○     | ○ | 〃<br>③－25 の 2      |
| 25       | 勤労者の福利厚生施設    | 事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設（27 ページ参照）                                                           | ○     | ○ | 〃<br>③－26          |
| 26       | 路外駐車場         | 駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設（27 ページ参照）                                                     | ○     | ○ | 〃<br>③－27          |
| 27       | 駐輪場           | 都市計画において定められた自転車等駐車場                                                                               | ○     | ○ | 〃<br>③－28          |
| 28       | 高速道路事業用施設     | 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社等が高速道路の新設又は改良若しくは、高速道路について行う維持、修繕、その他管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 | ○     | ○ | 〃<br>③－29          |
| 29       | 消防用設備等・防災用設備等 | 特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災用設備等（28・30 ページ表参照）                                                          | ○     | — | 〃<br>④             |
| 30       | 港湾運送事業用施設     | 港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で労働者詰所及び現場事務所に勤務する者に係る従業者給与総額                                               | —     | ○ | 〃<br>⑤             |

※ 非課税規定の適用の有無については、根拠法令を参照してください。なお、不明な点については担当窓口へお問い合わせください。

## ※ 福利厚生施設（整理番号 25）

事業を行う者、又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者、又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う事業に関する施設で、専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

非課税に該当する福利厚生施設の範囲は、保養所、体育館、理髪所、医務室、食堂、売店、喫茶室、娯楽室、更衣室等のうち、勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合、非課税の対象とはなりませんので御注意ください。

- ① 業務の性質上設置された施設（例：夜勤が常態としてある職場における仮眠室、現場作業員等の浴室、制服着用義務がある職場における更衣室等）
- ② 移動可能な施設（例：ロッカー・パーテーション等で区切られた休憩室・更衣室等、自動販売機等）

## ※ 路外駐車場（整理番号 26）

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいいます。

その範囲は、駐車のに供する部分のほか、車路、料金徴収所及びターンテーブル等も含まれます。

なお、一般公共の用に供される駐車場とは、その利用について一般に公開され、不特定多数の自由な利用に供されるものをいい、時間貸しの対象となっている部分等が該当します。

## 消防用設備等・防災用設備等

消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして、法施行令第56条の43第1項で定める次の「表1」に掲げる特定防火対象物内の消防用設備等で、「表2」に掲げる設備等の床面積について一定割合が非課税となります。なお、一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、非課税には該当しません。(法701の34④)

【表1 特定防火対象物一覧表】

※ 項欄は、消防法施行令別表第1の項数です。

| 項   | 防 火 対 象 物 の 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場<br>ロ 公会堂又は集会場                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (2) | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの<br>ロ 遊技場又はダンスホール<br>ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの<br>ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの                                                        |
| (3) | イ 待合、料理店その他これらに類するもの<br>ロ 飲食店                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (4) | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (5) | イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6) | イ 病院、診療所又は助産所<br>ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの<br>(2) 救護施設<br>(3) 乳児院<br>(4) 障害児入所施設 |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>(5)障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所施設」という。）</p> <p>ハ(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2)更生施設</p> <p>(3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4)児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p> |
| (9)    | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (16)   | イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)、又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (16の2) | 地下街                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (16の3) | 準地下街（建築物の地階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |



【表 2 消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税施設一覧表】

消防用設備等・・・消防法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等（これに附置される非常電源を含みます。）で、同条の技術上の基準に適合するもの又は同法第 17 条の 2 の 5 第 1 項若しくは第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用のあるもので、具体的には次に掲げる設備等です。

| 非課税の対象となる設備等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 非課税の割合 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <p>1 次の設備に係る水槽の設置部分</p> <p>屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・消防用防火水槽</p> <p>（消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源をも兼用している場合の当該水槽に係る床面積は非課税として取り扱います。）</p>                                                                                                                                                                                               | 全部     |
| <p>2 次の設備のポンプが設置されているポンプ室</p> <p>屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備</p> <p>（消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプとが併設されているポンプ室についてはそれぞれの設備の規模（占用床面積）に応じ、当該設置場所に係る事業所床面積をあん分します。）</p>                                                                                                                                                                                                          | 全部     |
| <p>3 次の設備の非常電源室又は予備電源室（発電室、蓄電池室又は変電室）</p> <p>屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター</p> <p>（消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備に係る床面積は非課税として取り扱います。</p> <p>消防用設備等に係る非常電源と一般照明用等の電源設備とが併設されている電源室はそれぞれ設備の規模（占用床面積）に応じ、当該設置場所に係る事業所床面積をあん分します。）</p> | 全部     |

| 非課税の対象となる設備等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 非課税の割合 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <p>4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分（バルブ類（スプリンクラー設備の制御弁等）の格納部分を含むものとし、床を占用する部分に限ります。）</p> <p>屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報器・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結送水管・連結散水設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター</p> <p>（パイプスペース又は配線シャフトとして区画されている部分で、消防用設備等の配管又は配線が併せて格納されているものに係る床面積は非課税として取り扱います。）</p> | 全部     |
| <p>5 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器（火災報知設備の受信機等を含みます。）の設置部分（床を占用する部分に限ります。）</p> <p>（消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤に係る床面積は非課税として取り扱います。</p> <p>壁、天井等に埋め込まれ、又は取付けられている消防用設備等の機器に係る床面積はないので、非課税となる事業所床面積もないことになります。）</p>                                                                                                                          | 全部     |
| <p>6 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等</p> <p>泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | 全部     |
| <p>7 動力消防ポンプ設備の格納庫</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 全部     |
| <p>8 消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放水用器具の格納箱又は簡易消火用具の設置部分（床を占用する部分に限ります。）</p> <p>（壁、天井等に埋め込まれ、又は取付けられている消火栓箱、消防用設備等の格納箱に係る床面積はないので、非課税の対象となる事業所床面積もないことになります。</p> <p>移動性消火用具については、その設置箇所に消防法施行規則第9条第4号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占用床面積が非課税になります。）</p>                                                                                | 全部     |
| <p>9 避難器具の設置部分（床を占用する部分に限ります。）</p> <p>（壁、天井等に埋め込まれ、又は取付けられている避難器具に係る床面積はないので、非課税の対象となる事業所床面積もないことになります。）</p>                                                                                                                                                                                                                                | 全部     |
| <p>10 排煙設備のダクトスペース及び排煙機の設置部分</p> <p>（消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せ行う排煙設備のダクトスペースは、非課税として取り扱います。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                    | 全部     |

防災用設備等・・・建築基準法若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するもの又は同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある建築物若しくは建築物の部分に設置されているもの（同法第87条第3項の規定の適用があるものを除きます。）で、具体的には次に掲げる施設又は設備です。

| 非課税の対象となる施設又は設備                                                                                                                                                                             | 非課税の割合        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 建築基準法第35条に規定する施設又は設備のうち次に掲げるもの                                                                                                                                                            |               |
| (1) 建築基準法施行令第123条の規定による特別避難階段（附室を含みます。）又は避難階段の階段室<br>（特別避難階段は、附室の設置が構造上の要件になっているので、その附室も非課税になります。<br>傾斜路で、特別避難階段の構造を有するものは、特別避難階段又は避難階段に該当します。）                                             | 全部            |
| (2) 直通階段（特別避難階段及び避難階段を除くものとし、傾斜路を含みます。）で避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。）又は地上へ通ずるものの階段室                                                                                                            | $\frac{1}{2}$ |
| (3) 廊下の部分<br>（廊下とは、居室と居室をつなぐ一定の幅をもった建物内通路をいい、居室内や売場内の通路等はこれに該当しません。<br>廊下の幅については、建築基準法施行令第119条に規定する数値を超えて保有している場合は、当該廊下全部を廊下として取り扱います。）                                                     | $\frac{1}{2}$ |
| (4) 避難階における屋外への出入口<br>（出入口に、扉・柱等で区画されている部分がある場合は、当該区画されている部分が該当します。）                                                                                                                        | $\frac{1}{2}$ |
| (5) 排煙設備（これに附置される予備電源を含みます。）並びに非常用の照明装置（これに附置される予備電源を含みます。）及び非常用進入口の屋内バルコニーの部分                                                                                                              | 全部            |
| 2 建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室（火災報知設備発信機その他消防用設備等の操作機器の設置部分を除きます。）<br>（消防機関へ通報する火災報知設備及び消防用設備等の監視・操作等に係る総合操作盤等が中央管理室に設置されている場合は、これらの設備の設置部分（占用床面積）全部が非課税に該当しますので、中央管理室の残りの部分が2分の1非課税に該当します。） | $\frac{1}{2}$ |

| 非課税の対象となる施設又は設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 非課税の割合                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| <p>3 非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー<br/>         (非常用エレベーターは、乗降ロビーの設置が構造上の要件になっているので、その乗降ロビーも非課税になります。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>全部</p>                       |
| <p>4 建築基準法施行令第 112 条第 9 項に規定する建築物の部分のうち、次に掲げるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                 |
| <p>(1) エレベーター、エスカレーター等の昇降路の部分及び階段の階段室(防火区画されたものに限り。)<br/>         (防火区画されているエレベーター、エスカレーター等の昇降路の部分、階段の階段室及びこれらに類する部分からのみ出入りすることができる公衆便所、公衆電話所等についても非課税に該当します。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p><math>\frac{1}{2}</math></p> |
| <p>(2) 吹き抜けとなっている部分及びダクトスペースの部分(防火区画されたものに限り。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p><math>\frac{1}{2}</math></p> |
| <p>5 川崎市火災予防条例第 50 条、第 52 条及び第 53 条の規定に基づき設置する避難通路(以下「避難通路」といいます。)で、次に掲げるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                 |
| <p>(1) 避難通路でスプリンクラー設備(消防法施行令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものに限り。)の有効範囲内に設置されているもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>全部</p>                       |
| <p>(2) 避難通路で上記に掲げるものに該当しないもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p><math>\frac{1}{2}</math></p> |
| <p>※ 上記「(1)」「(2)」共に、次に掲げる防火対象物に設置される避難通路をいいます。<br/>         ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「劇場等」といいます。)の客席内に設置されている避難通路<br/>         イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店の客室内に設置されている避難通路<br/>         ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」といいます。)の売場内又は展示場内に設置されている避難通路<br/>         避難通路の幅について、条例で規定する数値を超えて保有している場合は、当該避難通路の全部を避難通路として取り扱います。<br/>         避難通路における屋外への出入口が柱・扉等で区画されていない場合でも、出入口の開口部に面した避難通路の幅に相当する部分は避難通路として取り扱います。</p> |                                 |

| 非課税の対象となる施設又は設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 非課税<br>の割合                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| <p>6 川崎市火災予防条例第 26 条第 4 項の規定に基づき設置する喫煙所<br/>（防火対象物である劇場等及び百貨店等に設置する喫煙所です。ただし、売場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている当該接客カウンター等の部分は喫煙所に該当しません。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p><math>\frac{1}{2}</math></p> |
| <p>7 その他（川崎市火災予防条例又は消防署長若しくは市長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの）<br/>（行政命令に基づき設置するもので、次のようなものがあります。）</p> <p>ア 特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段に附室の設置を命じられた場合の当該附室</p> <p>イ 建築物の構造用途等に応じ、避難等を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等</p> <p>ウ 中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンター等の設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等及び防災サブセンター等</p> <p>エ 消防用機器、避難器具等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限り。）</p> | <p><math>\frac{1}{2}</math></p> |

## 別表 2 課税標準の特例対象一覧表

適用の有無の欄の『資』は資産割、『従』は従業者割に係る事業所税のことを示し、分数は控除割合を表します。

| 整理<br>番号 | 対 象                    | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                                  | 適用の有無         |               | 根拠法令               |
|----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|--------------------|
|          |                        |                                                                                                | 資             | 従             |                    |
| 1        | 協同組合等の事業用施設            | 法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設                                                                 | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法 701 の 41<br>①－ 1 |
| 2        | 専修学校又は各種学校の教育用施設       | 学校教育法に規定する専修学校、各種学校において直接教育の用に供する施設                                                            | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－ 2          |
| 3        | 公害防止又は資源の有効利用のための施設    | 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（4に掲げるものを除きます。）                               | $\frac{3}{4}$ | —             | 〃<br>①－ 3          |
| 4        | 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業用施設等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの | $\frac{3}{4}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－ 4          |
| 5        | 家畜市場                   | 家畜取引法に規定する家畜市場                                                                                 | $\frac{3}{4}$ | —             | 〃<br>①－ 5          |
| 6        | 生鮮食料品価格安定用施設           | 公的補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設                                                                        | $\frac{3}{4}$ | —             | 〃<br>①－ 6          |
| 7        | 醸造業の製造用施設              | みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で包装、びん詰、たる詰等の用に供する施設以外の施設                                 | $\frac{3}{4}$ | —             | 〃<br>①－ 7          |
| 8        | 木材市場・木材保管施設            | せり売り又は入札の方法により定期的又は継続的に開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設                                       | $\frac{3}{4}$ | —             | 〃<br>①－ 8          |

別表 2 課税標準の特例対象一覧表

| 整理<br>番号 | 対 象            | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                                                                                    | 適用の有無         |               | 根拠法令              |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|-------------------|
|          |                |                                                                                                                                                  | 資             | 従             |                   |
| 9        | ホテル・旅館の営業用施設   | 旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設を除きます。）の用に供する施設で客室、食堂（専ら宿泊客用）、広間（主として宿泊客以外用のものを除きます。）、ロビー、浴室、厨房、機械室その他宿泊に係る施設 | $\frac{1}{2}$ | —             | 法 701 の 41<br>①－9 |
| 10       | 港湾施設のうち一定のもの   | 港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所（9に掲げる客室等と同じ）及び船舶役務用施設（船舶のための給水施設、動力源の供給の用に供する施設等）                                                | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－10         |
| 11       | 港湾施設の上屋、倉庫     | 港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫                                                                                                         | $\frac{3}{4}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－11         |
| 12       | 外国貿易のための施設     | 外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（11に掲げるものを除きます。）                                                                                          | $\frac{1}{2}$ | —             | 〃<br>①－12         |
| 13       | 港湾運送事業用上屋      | 一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（11に掲げるものを除きます。）                                                                                                         | $\frac{1}{2}$ | —             | 〃<br>①－13         |
| 14       | 営業用倉庫          | 倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（11・18に掲げるものを除きます。）                                                                                                 | $\frac{3}{4}$ | —             | 〃<br>①－14         |
| 15       | タクシー事業用施設      | タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設                                                                                                                 | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－15         |
| 16       | 公共の飛行場に設置される施設 | 公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で、格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等（別表1の整理番号21に掲げるものを除きます。）                                                                          | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－16         |
| 17       | 流通業務地区内の上屋、店舗等 | 流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等（18に掲げるものを除きます。）                                                                                          | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－17         |

別表 2 課税標準の特例対象一覧表

| 整理<br>番号 | 対 象             | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                                                                                       | 適用の有無         |               | 根拠法令               |
|----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|--------------------|
|          |                 |                                                                                                                                                     | 資             | 従             |                    |
| 18       | 流通業務地区内の営業用倉庫   | 流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫                                                                                                               | $\frac{3}{4}$ | $\frac{1}{2}$ | 法 701 の 41<br>①－18 |
| 19       | 特定信書便事業用施設      | 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設                                                                                                    | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 〃<br>①－19          |
| 20       | 心身障害者を多数雇用する事業所 | 心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく助成金等の支給を受けて設置又は整備されたもの                                                                                     | $\frac{1}{2}$ | —             | 〃<br>②             |
| 21       | 特定農産加工事業用施設     | 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの<br>（【法人】令和 8 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで、【個人】令和 7 年分まで） | $\frac{1}{4}$ | —             | 法附則 33<br>⑤        |
| 22       | 企業主導型保育事業用施設    | 平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に子ども・子育て支援法に規定する企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を受けた事業主等が行う認可外の事業所内保育施設で一定のもの                                             | $\frac{3}{4}$ | $\frac{3}{4}$ | 〃<br>⑥             |

※ 課税標準の特例規定の適用の有無については、根拠法令を参照してください。尚、不明な点については担当窓口へお問い合わせください。



別表 3 減免対象一覧表

| 整理<br>番号 | 施 設 等                                                                                                                                                                                                     | 減 免 額                                                                                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 99 条の規定による指定自動車教習所でその本来の事業の用に供する施設                                                                                                                                               | 資産割及び従業者割の 2 分の 1                                                                                                                                                                                       |
| 2        | 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除きます。）又は同法第 124 条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限ります。） | 資産割及び従業者割の一定割合の 2 分の 1<br>$\left( \begin{array}{l} \text{一定割合} = \\ \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行} \\ \text{キロメートル数の合計数}}{\text{当該事業者の本来の事業に} \\ \text{係るバスの総走行キロメー} \\ \text{トル数の合計数}} \end{array} \right)$ |
| 3        | 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫                                                                                                                                                   | 資産割の 2 分の 1                                                                                                                                                                                             |
| 4        | 法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設（当該施設に係る事業を行う者で市の区域内に有するタクシーの台数が 250 台以下であるものに限ります。）                                                                                                                     | 資産割及び従業者割の全額                                                                                                                                                                                            |
| 5        | 農業協同組合及び農業協同組合連合会が農産業者の共同利用に供する施設（法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除きます。）                                                                                                | 資産割及び従業者割の全額                                                                                                                                                                                            |
| 6        | 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設                                                                                                                                                                                 | 資産割の 2 分の 1                                                                                                                                                                                             |
| 7        | 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設                                                                                                                                                                    | 資産割の 2 分の 1                                                                                                                                                                                             |
| 8        | ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業員のうち、これらの事業に直接従事するもの                                                                                                                                                               | 従業者割の全額                                                                                                                                                                                                 |

別表 3 減免対象一覧表

| 整理<br>番号 | 施 設 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 減 免 額        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 9        | 果実飲料の日本農林規格（平成 10 年農林水産省告示第 1075 号）第 1 条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 567 号）第 2 条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積 3,000 平方メートル以下の場合に限ります。）                                                                                                                                                             | 資産割の 2 分の 1  |
| 10       | 綿の製造を行う者で中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するものが、綿又はその原材料の保管の用に供する施設                                                                                                                                                                                                                             | 資産割の 2 分の 1  |
| 11       | 法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 11 号、第 13 号又は第 14 号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業のうち同法第 3 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000 平方メートル未満であるものであって、市長が指定する区域内に所在するもの（※） | 資産割及び従業者割の全額 |

※ 整理番号 11（営業用倉庫等に係る減免）について

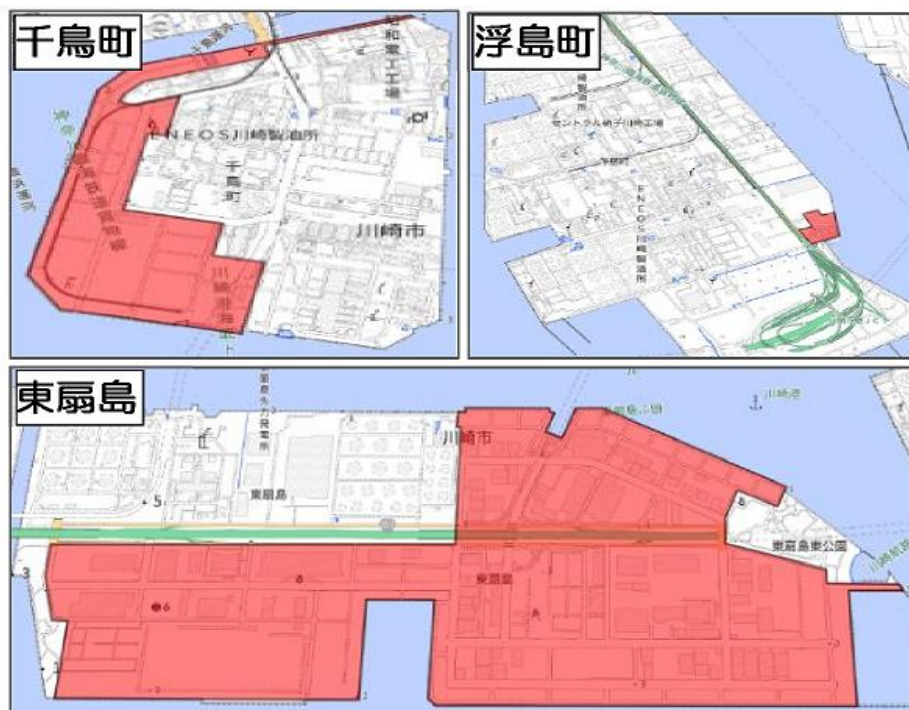
令和 5 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分から、減免の対象を市長が指定する区域（川崎港の商港区）内に所在する営業用倉庫等に限定します。指定する区域外に所在する営業用倉庫等については、経過措置として段階的に減免割合を縮減します。

なお、減免措置を見直した後でも、地方税法の課税標準の特例措置はこれまでと同じく適用されます。

<指定する区域外に所在する営業用倉庫等に対する経過措置>

- ① 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度分  
⇒減免額を 2 / 3 に縮減
- ② 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度分  
⇒減免額を 1 / 3 に縮減
- ③ 令和 7 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分  
⇒減免額をゼロ

【川崎港の商港区(網掛け部分)】 ※令和5年2月1日現在



エルタックス  
**eLTAX**

**eLTAX(地方税ポータルシステム)は、地方税の申告(申請)から納税まで、インターネットで行えます。申告と納税は、便利なeLTAXを御利用ください。**

eLTAXは、地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。

一度利用者登録をすることで、各地方公共団体(注)への地方税の申告(申請)から納税までの手続きを、一つの窓口で御利用いただけます。

(注) 地方公共団体により、利用できるサービスが異なります。

#### 川崎市の取扱状況

- 申告(法人市民税、固定資産税・償却資産、市たばこ税、入湯税、事業所税)
- 申請・届出(「法人設立・設置届」、「異動届」など)
- 市民税・県民税(特別徴収)に係る諸手続  
(「給与支払報告書」、「公的年金等支払報告書」などの提出)  
詳しくは、川崎市ホームページを御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/>

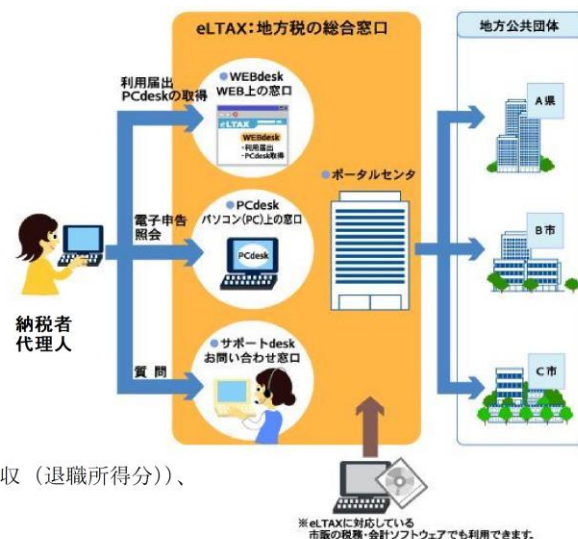
「くらし・総合」→「税金」→「市税のあらまし」→「eLTAXのご案内」

- 全税目共通の手続(「更正請求書」、「納税管理人申告(申請)書」など)
- 納税(市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、市民税・県民税(特別徴収(退職所得分))、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税)

#### ◆ 「地方税共通納税システム」について

- ・複数の地方公共団体に対する納付手続を一括して行うことができます。
- ・クレジットカードを利用した地方税の納付が可能です。
- ・eLTAXの利用者登録が必要です。詳細はeLTAXホームページを御覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/)

**eLTAX御利用の際は、ぜひ地方税共通納税システムも御利用ください。**



## 記 載 例

事業所税申告書（第 44 号様式）

事業所等明細書（第 44 号様式別表 1）

非課税明細書（第 44 号様式別表 2）

課税標準の特例明細書（第 44 号様式別表 3）

共用部分の計算書（第 44 号様式 4）

事業所税減免申請書

事務所・事業所 新設  
廃止 申告書

事業所用家屋の貸付申告書

みなし共同事業に係る明細書

# 事業所税申告書（第44号様式）

個人の場合は、住所を本店欄に記載します。市外住所の場合は、川崎市内の主たる事業所等の所在地を支店欄に併記してください。

この欄は、記載しないでください。

番号法に定める個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号の場合は、左側を1文字空けて記載してください。

別表1（事業所等明細書）の「算定期間を通じて使用された事業所等」又は「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に関する事業所床面積の合計で、①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。

別表2（非課税明細書）の（ア）の合計（事業所等が2以上ある場合にはこれらの合計額）で、③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。

別表3（課税標準の特例明細書）の（ウ）の合計（事業所等が2以上ある場合にはこれらの合計額）で、⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。

算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等の課税標準となる床面積の算定は、月割りにより行います。（6ページ参照）

|                 |                           |                                |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------|
| 受付印             | 令和〇〇年 5 月 31 日            | ※処理事項                          |
| (宛先)            | 川崎市長                      |                                |
| (フリガナ) 氏名又は名称   | カワサキショウギョウ カブシキガイシャ       | 住所 本店 〒 210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 1 |
| 個人番号又は法人番号      | 7 0 0 0 0 2 0 1 4 1 3 0 5 | 又は 支店 〒 -                      |
| (フリガナ) 法人の代表者氏名 | カワサキ タロウ                  | 所在地                            |
|                 | 川崎 太郎                     |                                |

令和△△年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 3 1 日までの事業年度又は

|       |                  |                                           |   |            |
|-------|------------------|-------------------------------------------|---|------------|
| 資 産 割 | 事業所床面積           | 算定期間を通じて使用された事業所床面積                       | ① | 5          |
|       |                  | 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積                | ② |            |
|       | 非課税に係る事業所床面積     | ①に係る非課税床面積                                | ③ |            |
|       |                  | ②に係る非課税床面積                                | ④ |            |
|       | 控除事業所床面積         | ①に係る控除床面積                                 | ⑤ |            |
|       |                  | ②に係る控除床面積                                 | ⑥ |            |
|       | 課税標準となる事業所床面積    | ①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{1.2}{12}$ | ⑦ | 4          |
|       |                  | ②に係る課税標準となる床面積                            | ⑧ |            |
|       |                  | 課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)                        | ⑨ | 4          |
|       | 資 産 割 額 (⑨×600円) |                                           |   | ⑩ 十億 百万 27 |
|       | 既に納付の確定した資産割額    |                                           |   | ⑪          |

修正申告書の場合には「修正」と記載してください。

|                   |  |      |  |                       |    |                                |  |      |
|-------------------|--|------|--|-----------------------|----|--------------------------------|--|------|
| 発信年月日             |  | 整理番号 |  | 事務所                   | 区分 | 管理番号                           |  | 申告区分 |
| 通信日付印             |  | 確認印  |  |                       |    |                                |  |      |
| 申告年月日             |  |      |  | 令和〇〇年 5 月 31 日        |    |                                |  |      |
| (電話 044-200-****) |  |      |  | 事業種目                  |    | 物品販売業                          |  |      |
| (電話 )             |  |      |  | 資本金の額又は出資金の額          |    | 5 0 0 0 0 0                    |  |      |
|                   |  |      |  | 所轄税務署名                |    | 川崎南 税務署                        |  |      |
| 課税期間の事業所税の申告書     |  |      |  | この申告に<br>応答する者<br>の氏名 |    | (電話 044-200-****)<br>総務課 川崎 次郎 |  |      |

|           |   |                                  |   |           |                   |
|-----------|---|----------------------------------|---|-----------|-------------------|
| 1 7 0 6 0 | ㎡ | 従業者給与総額                          | ⑫ | 十億 百万 千 円 | 6 2 6 3 5 4 4 5 7 |
| 7 5 0 0 0 | ㎡ | 非課税に係る従業者給与総額                    | ⑬ | 円         | 2 8 7 7 7 4 7 5   |
| 5 7 0 0 0 | ㎡ | 控除従業者給与総額                        | ⑭ | 円         | 0                 |
|           | ㎡ | 課税標準となる従業者給与総額<br>( ⑫ - ⑬ - ⑭ )  | ⑮ | 円         | 5 9 7 5 7 6 0 0 0 |
| 3 1 0 0 0 | ㎡ | 従業者割額 ( ⑮ × $\frac{0.25}{100}$ ) | ⑯ | 円         | 1 4 9 3 9 4 0     |
|           | ㎡ | 既に納付の確定した従業者割額                   | ⑰ | 円         | 0                 |
| 2 9 0 6 0 | ㎡ | 資産割額と従業者割額の合計額<br>( ⑩ + ⑯ )      | ⑱ | 円         | 4 2 1 8 3 0 0     |
| 2 5 0 0 0 | ㎡ | 既に納付の確定した事業所税額<br>( ⑪ + ⑰ )      | ⑲ | 円         | 0                 |
| 5 4 0 6 0 | ㎡ | この申告により納付すべき事業所税額<br>( ⑱ - ⑲ )   | ⑳ | 円         | 4 2 1 8 3 0 0     |
| 千 円       |   | 備考                               |   |           |                   |
| 2 4 3 6 0 |   |                                  |   |           |                   |
| 円         |   | 関与税理士氏名                          |   | (電話 )     |                   |
| 0         |   |                                  |   |           |                   |

第四十四号様式（提出用）

別表 1（事業所等明細書）の従業者給与総額（オ）の合計を記載してください。

別表 2（非課税明細書）の（ウ）の合計を記載してください。

別表 3（課税標準の特例明細書）の控除従業者給与総額（カ）の合計を記載してください。

1,000 円未満の端数は切り捨ててください。

資産割及び従業者割の合計の税額に 100 円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

事業所等明細書（第 44 号様式別表 1）

事業所等明細書

| 明 細 区 分 の 別 |                          | 算<br>定<br>期<br>間 | 令<br>和 |
|-------------|--------------------------|------------------|--------|
| 1           | 算定期間を通じて使用された事業所等        |                  |        |
| 2           | 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等 |                  | 令<br>和 |

| ※<br>処<br>理<br>事<br>項 | 明<br>細<br>区<br>分 | 事業所等の名称             | 所在地及びビル名     | 資     |   |
|-----------------------|------------------|---------------------|--------------|-------|---|
|                       |                  | 事業所用家屋の所有者住所・氏名     |              | 専用床面積 | ア |
|                       |                  |                     |              | 共用床面積 | イ |
| ①<br>2<br>計           | ①                | 本店                  | 川崎区宮本町1      |       | m |
|                       | 2                | 川崎区宮本町1 川崎商業(株)     |              |       | m |
| ①<br>2<br>計           | ①                | 幸営業所                | 幸区戸手本町1-11-1 |       |   |
|                       | 2                | 川崎区宮本町1 川崎商業(株)     |              |       |   |
| 1<br>2<br>計           | 1                |                     |              |       |   |
|                       | 2                |                     |              |       |   |
| ①<br>2<br>計           | ①                | 中原支店                | 中原区小杉町3-245  | 60000 |   |
|                       | 2                | 川崎区砂子1-8-9 川崎不動産(株) |              | 15000 |   |
| 1<br>2<br>計           | 1                |                     |              |       |   |
|                       | 2                |                     |              |       |   |
| 1<br>2<br>計           | 1                |                     |              |       |   |
|                       | 2                |                     |              |       |   |
| 1<br>2<br>計           | 1                |                     |              |       |   |
|                       | 2                |                     |              |       |   |
| 1<br>2<br>計           | 1                |                     |              |       |   |
|                       | 2                |                     |              |       |   |

事業所等が「明細区分」欄中 1 及び 2 の場合には、  
区分に従って、該当する項目を○で囲んでください。

記載に当たっては、次の順に記載してください。

- ・明細区分 1 の事業所等
- ・明細区分 1 の合計
- ・明細区分 2 の事業所等
- ・明細区分 2 の合計



|                       |                                       |                           |             |                                |      |      |
|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------|-------------|--------------------------------|------|------|
| △△ 年 4 月 1 日から        | ※<br>処理<br>事項                         | 整理番号                      | 事務所         | 区分                             | 管理番号 | 申告区分 |
| 〇〇 年 3 月 31 日まで       | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号                | 川崎商業 株式会社                 |             |                                |      |      |
|                       |                                       | 7 0 0 0 0 2 0 1 4 1 3 0 5 |             |                                |      |      |
| 産 割                   |                                       | 従 業 者 割                   |             |                                |      |      |
| 事業所床面積<br>(ア + イ) (ウ) | 使用した期間(令和年月日)<br>同 上 の 月 数            |                           | 従業者数<br>(エ) | 従 業 者 給 与 総 額<br>(オ)           |      |      |
| 4 2 0 0 6 0           | . . から<br>. . まで<br>月                 |                           | 1 2 0       | 十億 百万 千 円<br>4 7 6 9 4 3 2 1 0 |      |      |
| 9 7 0 0 0             | . . から<br>. . まで<br>月                 |                           | 4 0         | 9 7 3 9 5 6 2 4                |      |      |
| 5 1 7 0 6 0           | . . から<br>. . まで<br>月                 |                           | 1 6 0       | 5 7 4 3 3 8 8 3 4              |      |      |
| 7 5 0 0 0             | △△ . 4 . 1 から<br>△△ . 7 . 5 まで<br>4 月 |                           | 2 0         | 5 2 0 1 5 6 2 3                |      |      |
| 7 5 0 0 0             | . . から<br>. . まで<br>月                 |                           | 2 0         | 5 2 0 1 5 6 2 3                |      |      |
|                       | . . から<br>. . まで<br>月                 |                           |             |                                |      |      |
|                       | . . から<br>. . まで<br>月                 |                           |             |                                |      |      |
|                       | . . から<br>. . まで<br>月                 |                           |             |                                |      |      |

「専用床面積」と「共用床面積」の合計を記載してください。なお、共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。

期末又は廃止の日現在における従業者数を記載してください。

明細区分の 2 に該当する場合、月数は次の(1)、(2)及び(3)により記載してください。

- (1) 算定期間の中途において新設された事業所等 (3を除きます。)
  - …当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
- (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等 (3を除きます。)
  - …当該算定期間の開始の n 日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
- (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
  - …当該新設の日の属する月の翌月から、当該廃止の日の属する月までの月数



非 課 税 明 細 書（第44号様式別表2）

第四十四号様式別表二（提出用）

|                    |      |                                        |   |         |      |            |      |      |
|--------------------|------|----------------------------------------|---|---------|------|------------|------|------|
| 算定期間               |      | 令和△△年4月1日から<br>令和○○年3月31日まで            |   | ※処理事項   | 整理番号 | 事務所区分      | 管理番号 | 申告区分 |
| 非課税明細書             |      | 氏名又は個人番号は<br>川崎商業株式会社<br>7000020141305 |   |         |      |            |      |      |
| 事業所等の所在地           |      | 川崎区宮本町1                                |   |         |      |            |      |      |
| 事業所等の名称            | 本店   |                                        |   |         |      |            |      |      |
| 非課税の内訳             | 資産割  | 非課税床面積                                 | ⑦ | 非課税従業員数 | ⑧    | 非課税従業員給与総額 | ⑨    | ⑩    |
| 法第701条の34第3項第26号該当 |      | 450.00                                 |   |         |      |            |      |      |
| 法第701条の34第1項第1号該当  |      |                                        |   |         |      |            |      |      |
| 法第701条の34第1項第2号該当  |      |                                        |   |         |      |            |      |      |
| 障害者・65歳以上の従業員      |      |                                        |   | 7       |      | 19567321   |      |      |
| 合 計                |      | 450.00                                 |   | 7       |      | 19567321   |      |      |
| 事業所等の所在地           |      | 幸区戸手本町1-11-1                           |   |         |      |            |      |      |
| 事業所等の名称            | 幸営業所 |                                        |   |         |      |            |      |      |
| 非課税の内訳             | 資産割  | 非課税床面積                                 | ⑦ | 非課税従業員数 | ⑧    | 非課税従業員給与総額 | ⑨    | ⑩    |
| 法第701条の34第3項第26号該当 |      | 120.00                                 |   |         |      |            |      |      |
| 法第701条の34第1項第1号該当  |      |                                        |   |         |      |            |      |      |
| 法第701条の34第1項第2号該当  |      |                                        |   |         |      |            |      |      |
| 障害者・65歳以上の従業員      |      |                                        |   | 4       |      | 9210154    |      |      |
| 合 計                |      | 120.00                                 |   | 4       |      | 9210154    |      |      |
| 非課税事業所床面積等の合計      |      | 570.00                                 |   | 11      |      | 28777475   |      |      |

課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）

第四十四号様式別表三（提出用）

| 事業所等の名称           |           | 算定期間       |           | 令和△△年4月1日から |           | 令和○○年3月31日まで |           | ※ 処理事項        |           | 整理番号      |           | 事務所区分     |           | 管理番号      |           | 申告区分      |           |  |
|-------------------|-----------|------------|-----------|-------------|-----------|--------------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
|                   |           | 課税標準の特例明細書 | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地    | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地     | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地      | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  | 事業所等の所在地  |  |
| ※                 |           | 本店         |           | 川崎区宮本町1     |           | 川崎商業株式会社     |           | 7000020141305 |           |           |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 課税標準の特例内訳         | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用  | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用   | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用    | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用     | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 |  |
| 法第701条の41第2項第1号該当 | 62000     | 1          | 2         | 31000       | 1         | 2            | 31000     | 1             | 2         | 31000     | 1         | 2         | 31000     | 1         | 2         | 31000     | 1         |  |
| 法第701条の41第2項第2号該当 |           |            |           |             |           |              |           |               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 雇用改善助成対象者         |           |            |           |             |           |              |           |               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 合計                | 62000     | 1          | 2         | 31000       | 1         | 2            | 31000     | 1             | 2         | 31000     | 1         | 2         | 31000     | 1         | 2         | 31000     | 1         |  |
| ※                 | 事業所等の名称   |            | 事業所等の所在地  |             | 事業所等の所在地  |              | 事業所等の所在地  |               | 事業所等の所在地  |           | 事業所等の所在地  |           | 事業所等の所在地  |           | 事業所等の所在地  |           | 事業所等の所在地  |  |
| 課税標準の特例内訳         | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用  | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用   | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用    | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用     | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 | 課税標準の特例適用 |  |
| 法第701条の41第2項第1号該当 |           |            |           |             |           |              |           |               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 法第701条の41第2項第2号該当 |           |            |           |             |           |              |           |               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 雇用改善助成対象者         |           |            |           |             |           |              |           |               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 合計                |           |            |           |             |           |              |           |               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 控除事業所床面積の合計       | 31000     | 1          | 2         | 31000       | 1         | 2            | 31000     | 1             | 2         | 31000     | 1         | 2         | 31000     | 1         | 2         | 31000     | 1         |  |

共用部分の計算書（第44号様式別表4）

第四十四号様式別表四（提出用）

| 算定期間                              |  | 令和△△年4月1日から  |  | ※ 処理事項                    |  | 整理番号        | 事務所区分 | 管理番号 | 申告区分 |
|-----------------------------------|--|--------------|--|---------------------------|--|-------------|-------|------|------|
| 算定期間                              |  | 令和○○年3月31日まで |  | 氏名又は個人番号又は法人番号            |  | 川崎商業株式会社    |       |      |      |
| ※                                 |  | 事業所等の名称      |  | 事業所等の所在地                  |  | 中原区小杉町3-245 |       |      |      |
| 専用部分の延べ面積                         |  | ①            |  | ③ の 内 訳                   |  | ⑦           |       |      |      |
| ①のうち当該事業所部分の延べ面積                  |  | ②            |  | 消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 |  | ⑦           |       |      |      |
| 非課税に係る共用床面積                       |  | ③            |  | 全部が非課税となる共用床面積            |  | ⑦           |       |      |      |
| ③以外の共用床面積                         |  | ④            |  | 防災に関する設備等                 |  | ⑦           |       |      |      |
| 共用床面積の合計（③+④）                     |  | ⑤            |  | 2分の1が非課税となる共用床面積          |  | ⑦           |       |      |      |
| 事業所床面積となる共用床面積（④× $\frac{2}{1}$ ） |  | ⑥            |  | ⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積         |  | ⑦           |       |      |      |
| 事業所床面積となる共用床面積（④× $\frac{2}{1}$ ） |  | ⑥            |  | 合 計（⑦～⑦）                  |  | ⑦           |       |      |      |
| ※                                 |  | 事業所等の名称      |  | 事業所等の所在地                  |  |             |       |      |      |
| 専用部分の延べ面積                         |  | ①            |  | ③ の 内 訳                   |  | ⑦           |       |      |      |
| ①のうち当該事業所部分の延べ面積                  |  | ②            |  | 消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 |  | ⑦           |       |      |      |
| 非課税に係る共用床面積                       |  | ③            |  | 全部が非課税となる共用床面積            |  | ⑦           |       |      |      |
| ③以外の共用床面積                         |  | ④            |  | 防災に関する設備等                 |  | ⑦           |       |      |      |
| 共用床面積の合計（③+④）                     |  | ⑤            |  | 2分の1が非課税となる共用床面積          |  | ⑦           |       |      |      |
| 事業所床面積となる共用床面積（④× $\frac{2}{1}$ ） |  | ⑥            |  | ⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積         |  | ⑦           |       |      |      |
| 事業所床面積となる共用床面積（④× $\frac{2}{1}$ ） |  | ⑥            |  | 合 計（⑦～⑦）                  |  | ⑦           |       |      |      |

## 事業所税減免申請書

| 令和〇〇年度事業所税減免申請書                                                                  |               |                    |                   |                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 令和〇〇年 5 月 31 日                                                                   |               |                    |                   |                                     |
| (宛 先) 川 崎 市 長                                                                    |               |                    |                   |                                     |
| 住所又は所在地 <u>川崎市川崎区砂子 1 - 8 - 9</u>                                                |               |                    |                   |                                     |
| 申請者                                                                              |               |                    |                   |                                     |
| 氏名又は名称 <u>川崎倉庫株式会社<br/>代表取締役 神奈川 三郎</u>                                          |               |                    |                   |                                     |
| 川崎市市税条例第 93 条の 17 第 2 項の規定により事業所税の減免を受けたいので申請します。                                |               |                    |                   |                                     |
| 納<br>税<br>義<br>務<br>者                                                            | 住所又は<br>所 在 地 | 川崎市川崎区砂子 1 - 8 - 9 | 事業年度又は<br>課 税 期 間 | 令和〇〇年 4 月 1 日から<br>令和〇〇年 3 月 31 日まで |
|                                                                                  | 氏名又は<br>名 称   | 川崎倉庫株式会社           | 管 理 番 号           |                                     |
|                                                                                  |               |                    | 税 額               | 3,500,000 円                         |
| 申請の理由                                                                            |               |                    |                   |                                     |
| <p>市内の区域内に有する、倉庫業法に基づく営業用倉庫の床面積の合計が 30,000 平方メートル未満であるため、当該倉庫部分について減免してください。</p> |               |                    |                   |                                     |
| 減免申請対象施設所在地                                                                      |               |                    |                   |                                     |
| 減免申請対象事業所床面積 <b>4,000.00</b> m <sup>2</sup>                                      |               |                    |                   |                                     |
| 減免申請対象従業者数 人 減免対象従業者給与総額 円                                                       |               |                    |                   |                                     |
| 備 考                                                                              |               |                    |                   |                                     |

申告書⑳の事業所  
税額を記載してく  
ださい。

- 注 1 この申請書は、納期限までに提出してください。  
 2 申請の理由欄には、必要事項を明確に記載してください。  
 3 申請の理由を証明する書類を必ず添えて提出してください。

# 事務所・事業所新設廃止申告書

(提出用)

|                                                                                                                                                                                                                                        |                |                                                                     |               |             |                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|-------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">受付印</div> </div> |                | 整理番号                                                                |               |             |                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                        |                | <div style="text-align: center;"> <b>事務所・事業所新設<br/>廃止申告書</b> </div> |               |             |                                     |
| (宛先) 川崎市長                                                                                                                                                                                                                              |                | 令和△△年 4 月 3 日                                                       |               |             |                                     |
| 申告者                                                                                                                                                                                                                                    | 住所又は所在地        | 川崎市幸区戸手本町1-11-1                                                     |               | 資本の金額又は出資金額 | 500,000,000 円                       |
|                                                                                                                                                                                                                                        | (ふりがな)氏名又は名称   | みゆきてつこう かぶしがいいしや<br>御幸鉄鋼 株式会社                                       |               | この申告に係る者等   | (電話 556-****) 総務課                   |
|                                                                                                                                                                                                                                        | (ふりがな)法人の代表者氏名 | みゆき たろう<br>御幸 太郎                                                    |               | 氏名          | 御幸 次郎                               |
| 次の事務所・事業所を新設したため、地方税法第701条の52第1項及び川崎市税条例第93条の13第1項の規定により申告します。                                                                                                                                                                         |                |                                                                     |               |             |                                     |
| 新設又は廃止した事務所・事業所                                                                                                                                                                                                                        | 所在地            | 川崎市 幸 区 戸手本町1-11-1                                                  |               | 事業年度又は課税期間  | 令和△△年 4 月 1 日から<br>令和〇〇年 3 月 31 日まで |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 名称             | 本店                                                                  |               | 新設又は廃止年月日   | 令和△△年 4 月 3 日                       |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 床面積            | 4,546.25 m <sup>2</sup>                                             |               | 従業者数        | 120 人                               |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 自己所有の場合        | 建築年月日                                                               | 令和△△年 4 月 3 日 |             |                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 他人所有の場合        | 所有者の住所又は所在地                                                         | 所有者の氏名又は名称    |             |                                     |
| (参考事項)<br><br>市内に所在する他の事務所・事業所                                                                                                                                                                                                         | 所在地            |                                                                     | 名称            |             | 備考                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 川崎市 区          |                                                                     |               |             |                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 川崎市 区          |                                                                     |               |             |                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 川崎市 区          |                                                                     |               |             |                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 川崎市 区          |                                                                     |               |             |                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                        | 川崎市 区          |                                                                     |               |             |                                     |

- 注 1 申告書の不要部分は抹消してください。  
 2 ※欄は、該当箇所に○印をしてください。  
 3 この申告書は、新設又は廃止の日から30日以内に提出してください。

# 事業所用家屋の貸付申告書

(提出用)

|                                                                                                                                                                                           |                         |                                               |                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             受 付<br/>印           </div> |                         | 整理番号                                          |                                                 |
|                                                                                                                                                                                           |                         |                                               |                                                 |
| <b>事業所用家屋の貸付申告書</b>                                                                                                                                                                       |                         |                                               |                                                 |
| (宛 先) 川 崎 市 長                                                                                                                                                                             |                         | 令和〇〇年 3 月 27 日                                |                                                 |
| 申<br>告<br>者                                                                                                                                                                               | (ふりがな)<br>氏名又は名称        | たまたがわふどうさん かぶしきがいしゃ<br><b>多摩川不動産 株式会社</b>     | (ふりがな)<br>法人の代表者氏名<br><b>たまた たろう 多摩 太郎</b>      |
|                                                                                                                                                                                           | 住所又は所在地                 | 電話 ( 044-935-**** )<br><b>川崎市多摩区登戸 1775-1</b> | この申告<br>に<br>応<br>答<br>す<br>る<br>者<br>等         |
|                                                                                                                                                                                           |                         | 係名<br>氏名                                      | 電話 (044-935-****)<br><b>総務課 多摩 次郎</b>           |
| 次のとおり事業所用家屋を貸し付けていますので、地方税法第701条の52第2項<br>及び川崎市市税条例第93条の13第2項の規定により申告します。                                                                                                                 |                         |                                               |                                                 |
| 家屋所在地 ①                                                                                                                                                                                   | 川崎市 多摩 区 登戸 1775-1      | 区 分                                           | 居 住 部 分      事 業 所 部 分                          |
| 家 屋 番 号 ②                                                                                                                                                                                 | 1775-1                  | 専用床面積 ⑤                                       | 1,500.00 m <sup>2</sup> 6,500.00 m <sup>2</sup> |
| ビル名等 ③                                                                                                                                                                                    | 多摩ビル                    | 共用床面積 ⑥                                       | 225.00      975.00                              |
| 延べ床面積 ④                                                                                                                                                                                   | 9,200.00 m <sup>2</sup> | 合計床面積<br>(⑤+⑥) ⑦                              | 1,725.00      7,475.00                          |
| 貸<br>し<br>付<br>け<br>て<br>い<br>る<br>事<br>業<br>所<br>用<br>家<br>屋                                                                                                                             | 使用者の住所又は所在地 ⑧           | 貸付等年月日 ⑩                                      | 事業所部分の専用床面積 ⑫                                   |
|                                                                                                                                                                                           | 使用者の氏名又は名称 ⑨            | 事 由 ⑪                                         | 事業所部分の共用床面積 ⑬                                   |
|                                                                                                                                                                                           | 幸区戸手本町 1-11-1           | 令和〇〇年 2 月 13 日                                | 合計の事業所床面積 (⑫+⑬) ⑭                               |
|                                                                                                                                                                                           | 株式会社 御幸研究所              | 貸付 変更 解約                                      | 1,500.00 m <sup>2</sup>                         |
|                                                                                                                                                                                           | 中原区小杉町 3-245            | 令和〇〇年 2 月 20 日                                | 225.00                                          |
|                                                                                                                                                                                           | 中原機械 株式会社               | 貸付 変更 解約                                      | 1,725.00                                        |
|                                                                                                                                                                                           | 高津区下作延 2-8-1            | 令和〇〇年 2 月 27 日                                | 2,000.00                                        |
|                                                                                                                                                                                           | 高津販売 株式会社               | 貸付 変更 解約                                      | 300.00                                          |
|                                                                                                                                                                                           | 宮前区宮前平 2-20-5           | 令和〇〇年 2 月 26 日                                | 2,300.00                                        |
|                                                                                                                                                                                           | 株式会社 宮前物流               | 貸付 変更 解約                                      | 2,500.00                                        |
|                                                                                                                                                                                           | 令和 年 月 日                |                                               | 375.00                                          |
|                                                                                                                                                                                           | 貸付 変更 解約                |                                               | 2,875.00                                        |
|                                                                                                                                                                                           | 令和 年 月 日                |                                               | 500.00                                          |
|                                                                                                                                                                                           | 貸付 変更 解約                |                                               | 75.00                                           |
|                                                                                                                                                                                           | 令和 年 月 日                |                                               | 575.00                                          |
| 備 考                                                                                                                                                                                       |                         |                                               |                                                 |

(注) この申告書は、貸付け、変更等が生じた日の属する月の翌月末日までに提出してください。

みなし共同事業に係る明細書の記載例

川 崎 市

みなし共同事業に係る明細書

申告者の氏名又は名称    **A社**

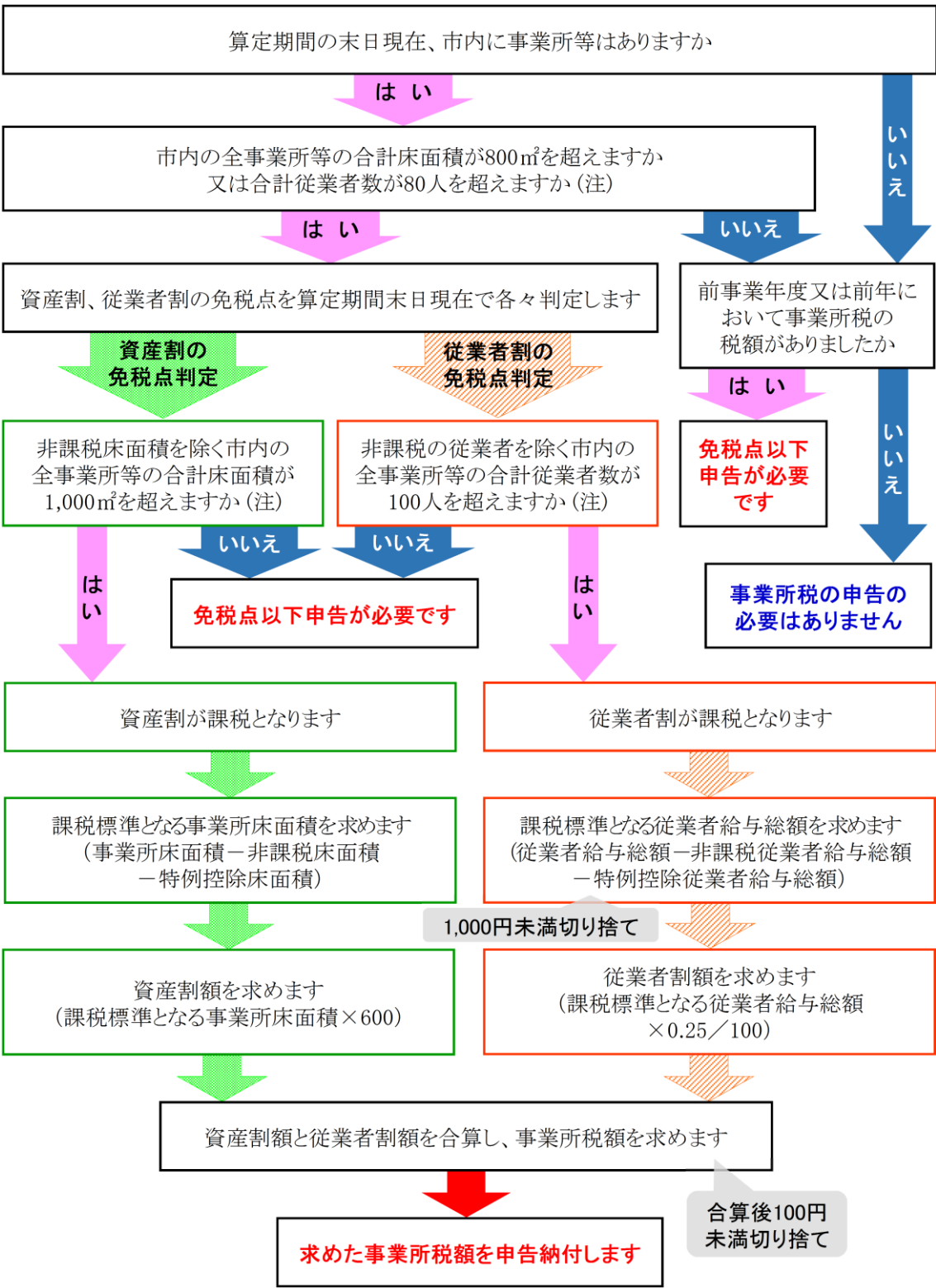
| 対象家屋の床面積の内訳               |     | 専用床面積              | 共用床面積                                       | 合計床面積                       |
|---------------------------|-----|--------------------|---------------------------------------------|-----------------------------|
| みなし共同事業の対象となる事業所用家屋(対象家屋) | 所在地 | 川崎市 川崎 区 砂子1丁目8番地9 | 1,200.00 m <sup>2</sup>                     | (A) 1,680.00 m <sup>2</sup> |
|                           | ビル名 | 川崎御幸ビル             | ( 270.00 m <sup>2</sup> ) ( うち非課税の対象となる部分 ) | (B) 390.00 m <sup>2</sup>   |
| 共同事業者以外の使用する部分            |     |                    | 1,800.00 m <sup>2</sup>                     | 2,520.00 m <sup>2</sup>     |

| 区分                      | 事業所等の内訳        | 非課税を除く<br>事業所床面積<br>(資産割) | 非課税を除く<br>従業員数<br>(従業員割) | 区分                               | 事業所等の内訳     | 非課税を除く<br>事業所床面積<br>(資産割) | 非課税を除く<br>従業員数<br>(従業員割) |
|-------------------------|----------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------------|-------------|---------------------------|--------------------------|
| 特殊関係者<br>を有する方<br>(申告者) | みなし共同事業に係る事業所等 | 426.00 m <sup>2</sup>     | 24 人                     | 5                                | 氏名又は住所又は所在地 |                           | 人                        |
|                         | 市内のその他の事業所等の合計 | (D) 560.00 m <sup>2</sup> | 38 人                     | 6                                | 氏名又は住所又は所在地 |                           | 人                        |
|                         | 1 氏名又は住所又は所在地  |                           |                          | 7                                | 氏名又は住所又は所在地 |                           | 人                        |
|                         | 2 氏名又は住所又は所在地  |                           |                          | 8                                | 氏名又は住所又は所在地 |                           | 人                        |
| 特殊関係者                   | C社             |                           |                          | 9                                | 氏名又は住所又は所在地 |                           | 人                        |
|                         | 川崎市中原区小杉町3-245 | 360.00 m <sup>2</sup>     | 8 人                      | 合 計 (免税点の判定)                     |             |                           |                          |
|                         | D社             |                           |                          | ○資産割は1,000m <sup>2</sup> を超えると課税 |             |                           |                          |
|                         | 川崎市川崎区砂子8-9    | 504.00 m <sup>2</sup>     | 24 人                     | ○従業員割は100人を超えると課税                |             |                           |                          |
| 特殊関係者                   |                |                           |                          | (C) 1,850.00 m <sup>2</sup>      |             |                           |                          |
| 4 氏名又は住所又は所在地           |                |                           |                          | 94 人                             |             |                           |                          |

※ この明細書は、地方税法第701条の3第2項の規定により共同事業とみなされる事業を行う場合に、特殊関係者を有する方が記載して事業所税申告書(第44号様式)に添付してください。  
 ※ 明細書の項目は、特殊関係者を有する方の課税標準の算定期間末日の状況により記載してください。なお、明細書の(A) - (B)の面積は、(C) - (D)の面積と一致します。

## 事業所税の課税の概念図



(注) みなし共同事業に該当し、特殊関係者を有する場合は、当該特殊関係者の事業所床面積及び従業者数も含めて判定します。詳しくは15ページを御覧ください。



## 事業所税の窓口

申告書の提出及びお問い合わせは、次の担当窓口へお願いします。

〒210-8511

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル4階

**かわさき市税事務所 法人課税課 諸税第1係**

電話：044-200-3965 FAX：044-200-3908

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

なお、申告書は、郵送で提出していただくことができます。この場合、郵便消印日付が提出日となります。収受日付印を押印した申告書（控用）の返送を希望される場合は、宛名を記入し所要額の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX」（エルタックス）を利用し、インターネットを通じて申告書や各種申請・届出の提出、電子納税をすることができます。詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）を御確認ください。

## 申告書等のダウンロード

事業所税の申告書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます。

＜ダウンロードができる申告書等＞

- 事務所・事業所新設・廃止申告書
- 事業所用家屋の貸付申告書
- 事業所税申告書（第44号様式）
  - ・事業所等明細書（第44号様式別表1）
  - ・非課税明細書（第44号様式別表2）
  - ・課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）
  - ・共用部分の計算書（第44号様式別表4）
- みなし共同事業に係る明細書
- 事業所税納付書
- 事業所税更正請求書
- 事業所税の手引（本紙）

申告書（控用）の返送が必要な場合は、返信用の封筒を忘れずに！



市税キャラクター  
「ぶたっくす」

川崎市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/>

「くらし・手続き」→「届出・手続き・相談」→「税金」  
→「市税申請書ダウンロード」→「事業所税」